

令和 6 年

# 会津美里町議会議録

定例会 6 月会議

6 月 5 日開議～ 6 月 14 日散会

会津美里町議会

## 令和6年会津美里町議会定例会6月議会会議録目次

### 第1日 6月5日(水曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 (午前10時00分)	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○議案の上程及び提案理由の説明	4
○陳情の常任委員会付託について	6
○散会の宣告	6
散 会 (午前10時15分)	6

### 第2日 6月6日(木曜日)

○議事日程	7
○本日の会議に付した事件	7
○出欠席議員	8
○説明のため出席した者	8
○事務局職員出席者	8
開 議 (午前10時00分)	9
○開議の宣告	9
○一般質問	9
山 内 豪 君	9
渋 井 清 隆 君	18
長 嶺 一 也 君	34
小 島 裕 子 君	43
○延会の宣告	50
延 会 (午後2時24分)	50

第3日 6月7日(金曜日)

○議事日程	5 1
○本日の会議に付した事件	5 1
○出欠席議員	5 2
○説明のため出席した者	5 2
○事務局職員出席者	5 2
開 議 (午前10時00分)	5 4
○開議の宣告	5 4
○一般質問	5 4
根 本 謙 一 君	5 4
星 次 君	6 7
村 松 尚 君	7 5
○散会の宣告	8 7
散 会 (午後 1時48分)	8 7

第4日 6月10日(月曜日)

○議事日程	8 9
○本日の会議に付した事件	8 9
○出欠席議員	9 0
○説明のため出席した者	9 0
○事務局職員出席者	9 0
開 議 (午前10時00分)	9 1
○開議の宣告	9 1
○報告第5号の議題、説明、質疑	9 1
○報告第6号の議題、説明、質疑	9 2
○報告第7号の議題、説明、質疑	9 2
○報告第8号の議題、説明、質疑	9 4
○議案第45号の議題、説明、質疑	9 5
○議案第46号の議題、説明、質疑、討論、採決	9 9
○総括質疑	1 0 1
○議案の常任委員会付託について	1 0 1
○散会の宣告	1 0 2
散 会 (午前10時40分)	1 0 2

第5日 6月14日(金曜日)

○議事日程	103
○本日の会議に付した事件	103
○出欠席議員	104
○説明のため出席した者	104
○事務局職員出席者	104
開 議 (午前10時00分)	105
○開議の宣告	105
○常任委員会委員長の報告	105
○議案第44号の議題、討論、採決	106
○議案第45号の議題、討論、採決	107
○議員派遣の件について	108
○陳情第3号の議題、討論、採決	108
○陳情第4号の議題、討論、採決	108
○陳情第5号の議題、討論、採決	109
○陳情第6号の議題、討論、採決	110
○日程の追加	110
○議案第47号の議題及び提案理由の説明	111
○議案第47号の議題、説明、質疑、討論、採決	111
○発議第4号の議題、説明、質疑、討論、採決	112
○発議第5号の議題、説明、質疑、討論、採決	114
○発議第6号の議題、説明、質疑、討論、採決	115
○発議第7号の議題、説明、質疑、討論、採決	116
○散会の宣告	117
散 会 (午前11時09分)	117

定例会 6 月 会 議

(第 1 号)

## 令和6年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第1号

令和6年6月5日(水) 午前10時00分開議

諸般の報告

- ①議長の報告(出席した会議等別紙のとおり)
- ②議長の提出物の報告(別紙のとおり)
- ③説明員の報告(別紙のとおり)
- ④一部事務組合議会結果報告
  - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 陳情の常任委員会付託について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	小柴葉月君	10番	堤信也君
3番	荒川佳一君	11番	鈴木繁明君
4番	山内豪君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	13番	横山義博君
6番	村松尚君	14番	根本剛君
7番	小島裕子君	15番	根本謙一君
8番	星次君	16番	大竹惣一君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子吉弘君
会計管理者	児島隆昌君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課主幹	福田富美代君
産業振興課長	鶴川晃君
建設水道課長	加藤藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	大竹淳志君
生涯学習課長	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	川田佑子君
事務局次長兼総務係長	関本達君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和6年会津美里町議会定例会6月会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を9番、渋井清隆君、報告願います。

9番、渋井議員。

〔9番（渋井清隆君）登壇〕

○9番（渋井清隆君） 改めましておはようございます。それでは、報告させていただきます。当議会からは、4番、山内豪議員、14番、根本剛議員、そして9番、私、渋井、3名派遣されていますが、代表して私から報告させていただきます。なお、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「整備組合」という。）と名称を省略してご報告を申し上げます。

令和6年5月21日午後3時30分より、4階講堂において令和6年5月整備組合議会臨時会が開催されました。会期は、本日1日と決定いたしました。案件は、管理者提出案件4件、内容については次のとおりであります。契約案件、議案第11号ないし議案第13号までは財産の取得について3件。そして、承認第1号 整備組合監査委員の選任について1件であります。議会側提出案件は2件で、内容については次のとおりであります。選挙案件、選挙第1号 整備組合議会副議長の選挙について。選任案件、選任第1号 整備組合議会議会運営委員会委員の選任についてであります。

初めに、議会の改選により、このたび猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町選出の6名の議員が退任され、新たに6名の議員が選出されましたことを報告いたします。

まず、選挙第1号は、整備組合議会副議長選挙についてであります。今回の改選により6名の選出議員が退任され、その中に副議長が含まれ、不在になっていることから、地方自治法第103条第1項及び整備組合同規約第8条第2項の規定により、整備組合議会副議長を指名推選の方法により選挙が行われ、当町選出の根本剛議員が当選者に決定されました。

次に、選任第1号は、整備組合議会議会運営委員会委員の選任であります。これは、同じく今回の改選に伴い、現在欠員になっている委員2名について、地方自治法第109条第1項並びに整備組合議会委員会条例第4条及び第6条の規定により、議員4名より提出され、金山町選出の栗城康太郎議員、会津若松市選出の譲矢隆議員が選任されました。

議案第11号は、財産の取得であります。これは、消防ポンプ自動車1台を取得するに当たり、整備

組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。契約の内容につきましては、指名競争入札により4社が入札参加され、その結果、株式会社ホシノが4,400万円で落札しました。

議案第12号は、同じく財産の取得であります。これは、救急自動車1台を取得するに当たり、整備組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。契約の内容等につきましては、指名競争入札により2社が入札参加され、その結果、福島トヨタ自動車株式会社が1,965万7,000円で落札しました。

議案第13号は、同じく財産の取得であります。これは、救急自動車1台を取得するに当たり、整備組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。契約の内容につきましては、指名競争入札により2社が入札参加され、その結果、福島トヨタ自動車株式会社が1,965万7,000円で落札しました。

なお、議案第11号ないし13号は一括議題とし、質疑、討論もなく、満場異議なく可決されました。

承認第1号は、整備組合監査委員の選任であります。これは、猪苗代町選出の後藤公男議員が2月29日任期満了に伴い、本組合監査委員に猪苗代町選出の渡辺真一郎議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を得ようとするものです。この承認第1号については人事案件であり、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入り、満場異議なく可決されました。

以上が3月会議以降の整備組合議会の報告とさせていただきます。

なお、会議資料については議会事務局に提出してありますので、よろしくお取り計らいを願います。

以上でございます。報告終わります。

○議長（大竹 惣君） 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

---

#### ○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

13番 横山 義博 君

14番 根本 剛 君

の両名を指名いたします。

---

#### ○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、報告第5号から報告第8号まで、議案第44号

から議案第46号までの計7議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。本日、令和6年会津美里町議会定例会6月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告4件、議案3件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第5号は、令和5年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてであります。本件は、令和5年度当初予算において継続費の議決をいただきました防災情報システム事業、町道12009号線用地補償事業及び社会体育施設改修事業につきまして、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次の報告第6号は、令和5年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本件は、令和6年2月会議補正予算において繰越明許費の議決をいただきました戸籍住民基本台帳事業、令和6年3月会議補正予算において繰越明許費の議決をいただきました新型コロナウイルスワクチン接種事業ほか3事業並びに令和6年3月会議追加補正予算において、繰越明許費の議決をいただきました総合福祉支援事業について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次の報告第7号は、令和5年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。本件は、林道整備維持管理事業について、水無沢線及び東尾岐川線において、それぞれ計画等を見直す必要が生じたことにより、県との協議に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため、また道路新設改良等事業町道12009号線については、契約相手方の事情により不測の日数を要し、土地引渡しの年度内完了が困難となったことから、経費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次の報告第8号は、令和5年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書についてであります。本件は、令和5年度内において事業が完了しなかった水道事業について、繰越計算書を調製したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものであります。

次の議案第44号は、会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本案は、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一

部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次の議案第45号は、令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,284万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億9,245万4,000円とするものであります。

次の議案第46号は、町道路線の認定についてであります。町道13310号線は、国道401号博士峠工区の開通により、旧道部分が移管されることに伴い、町道として管理するものであり、道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものであります。

私からは以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○陳情の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第3、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

---

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前10時15分）

定例会 6 月 会 議

(第 2 号)

# 令和6年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第2号

令和6年6月6日(木) 午前10時00分開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	小柴葉月君	10番	堤信也君
3番	荒川佳一君	11番	鈴木繁明君
4番	山内豪君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	13番	横山義博君
6番	村松尚君	14番	根本剛君
7番	小島裕子君	15番	根本謙一君
8番	星次君	16番	大竹惣一君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子吉弘君
会計管理者	児島隆昌君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課主幹	福田富美代君
産業振興課長	鶴川晃君
建設水道課長	加藤藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	大竹淳志君
生涯学習課長	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	川田佑子君
事務局次長兼総務係長	関本達君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(大竹 惣君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○一般質問

○議長(大竹 惣君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、4番、山内豪君。

[4番(山内 豪君)登壇]

○4番(山内 豪君) ただいまから一般質問を行います。

今年のカメムシは未曾有の大発生が予想され、農業者はもちろんのこと、一般住民も子どもたちも戦々恐々としています。そこで、水稻、果樹、その他農作物を生産する農業者に対し防除農薬の費用助成が必要と考えますが、見解を伺います。

また、一斉での畦畔草刈り作業が有効と考えます。区長会、農事組合組織、土地改良区組織等が組織的に起動できるよう、町がリーダーシップを取り、組織的活動として徹底することが重要と考えますが、見解を伺います。

2番目、有害鳥獣対策についてでございます。有害鳥獣は、農林業の食害や人身等に被害を及ぼす鳥獣のことで、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カラス、キジバト、ドバト等が対象です。現在、下郷町の南側からニホンジカが、東側からはニホンザルが猪苗代町まで来ています。双方とも電気柵を乗り越え、お手上げ状態と聞きます。本町においては、ニホンジカやニホンザルの被害は多くありませんが、今後出没が増えることを考えると、今の倍以上の高さの電気柵を設置するなどの対策が必要と考えますが、見解を伺います。

3番目、ジビエ処理施設についてでございます。福島県では、東京電力第一原子力発電所の事故後、原子力災害本部長から福島県知事に対し、野生鳥獣、イノシシ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリ、カルガモ、野ウサギの肉の摂取及び出荷制限の指示が出ています。このこともあり、食肉ジビエ処理施設がない県は、現在で福島、山形県の2県のみとなっています。昨年8月からはALPS処理水の海洋放出が始まり、野生鳥獣の肉の摂取及び出荷制限の解除も近いのではないかと考えます。そこで、ジビエ処理施設を誘致し、畜産業者と連携し技術練磨をしていくべきと考えますが、見解を伺います。

4番目、鳥獣被害対策実施隊員の確保と支援について。有害鳥獣に対し、町は鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲を実施していますが、高齢化に伴う担い手不足が懸念されています。成り手不足等種々の問題を抱えていますが、隊員の報酬額を増やすなどし、隊員の新規確保に注力すべきと考えますが、見解を伺います。

5番目、子どもの肥満対策についてでございます。昨年12月、福島県内の肥満傾向の子どもの割合について、6歳が全国最高であったとの報道がありました。男女の合計で見ると、体重が標準より20%以上重い肥満傾向の子どもの割合が6歳で8.97%と全国平均を3.35ポイント上回り、全国で最も高くなりました。原因は、コロナ禍における運動不足や筋力低下と言われております。そこで、以下の2点について伺います。

①、本町における肥満傾向の子どもの割合と対策について伺います。

②、運動不足解消のため、今後整備が進められているふれあいの森スポーツ公園にアスレチック遊具を新設してはどうかと考えますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 4番、山内議員の一般質問にお答えいたします。なお、子どもの肥満対策につきましては教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、カメムシ対策に係る農業者支援についてであります。防除農薬の費用助成につきましては、今年は暖冬の影響により全国的にカメムシの大量発生が報告されており、農林水産省では都道府県と協力をし、カメムシ注意報を発表し注意喚起しているところでありますが、福島県においては現在のところ注意報の発表はされておられません。したがって、町では現時点において防除農薬の費用助成は考えておりませんが、今後の発生状況や近隣市町村の動向を見極めながら、支援について検討をまいります。

また、組織的な畦畔草刈りの実施につきましては、会津坂下農業普及所において毎年7月上旬に営農情報を発行し指導しているところでありますが、品種や田植の時期により出穂時期が異なるため、ほかの圃場に被害が及ぶ可能性があることから、農業者自身が生育状況や地域の実情に応じて対応することが適切であると考えておりますので、町がリーダーシップを取り実施することは考えておりません。

次の有害鳥獣対策についてであります。本町におけるニホンジカやニホンザルの目撃や痕跡の情報は、令和5年度においてそれぞれ6件の通報がございました。現在の有害鳥獣による農作物への被害防止対策といたしましては、有害鳥獣対策事業に要する経費に対し補助を行っており、主に電気柵で活用されております。町内で設置されている電気柵の多くは熊やイノシシへの対策であり、高さは40から60センチメートル程度となっておりますが、ニホンジカやニホンザルへの対応をするためには150から170センチメートルの電気柵が必要だと考えております。町といたしましては、今後、農作物への加害鳥獣がイノシシからニホンジカなどに替わり、新たな電気柵等が必要となった場合にも引き続き被害防止対策への支援を行ってまいります。

次のジビエ処理施設についてであります。会津地方の野生鳥獣の肉については国から出荷制限の

指示が出ており、さらに県からは自家消費を控えるよう要請が出ております。福島県においては、年数の経過に応じて基準値超過率が減少傾向にある地域を対象に、野生鳥獣肉の出荷検査方針の策定など、出荷を可能とする一部解除に向けた検討が進められておりますので、それらの状況を踏まえながら、野生鳥獣肉の処理施設の誘致等について検討してまいります。

次に、鳥獣被害対策実施隊員の確保と支援についてであります。有害鳥獣の捕獲に従事する鳥獣被害対策実施隊員につきましては、現在、隊員数は28名で、49歳から81歳の方で構成されており、平均年齢は約71歳となっております。隊員の新規確保につきましては、有害鳥獣の捕獲等に従事する方の確保、育成を目的として、新たに狩猟免許を取得または免許の更新に必要な経費に対して補助金を交付し、狩猟従事者の確保を図っているところであります。なお、報酬等の増額については、近隣市町村の状況を踏まえ検討をしております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 4番、山内議員の一般質問にお答えいたします。

子どもの肥満対策についてであります。1点目の本町における肥満傾向の子どもの割合と対策につきましては、令和5年度児童生徒の肥満に関する調査結果における定期健康診断で測定した身長、体重と身長別標準体重を用いて算出した値が20%以上である肥満傾向の子どもの割合は、小学校男子が12.9%、小学校女子が12.7%、中学校男子が19.2%、中学校女子が10.1%であります。令和4年度と比較いたしますと、小学校男子が3.8ポイントの減、小学校女子が1.3ポイントの増、中学校男子が2.2ポイントの増、中学校女子が1.9ポイントの増であります。また、福島県内の児童生徒と比較いたしますと、小学校男子が2.0ポイント下回り、小学校女子が1.2ポイント上回り、中学校男子が3.9ポイント上回り、中学校女子が1.6ポイント下回り、福島県平均とほぼ同等と認識しております。肥満対策といたしましては、朝の時間を利用したマラソンや縄跳びを行うとともに、体育の授業における運動身体づくりプログラムを実施し、運動量を確保するよう努めているところであります。また、栄養や適切な食事の摂取に関する食育を推進し、肥満傾向となった児童生徒には養護教諭による個別指導を行うとともに、保護者を含めバランスの取れた食生活の重要性を周知しているところであります。今後も各学校において定期的な健康診断によって適切に実態を把握するとともに、運動習慣や栄養に関する指導を充実させていく考えであります。

2点目のアスレチック遊具の新設につきましては、今年度、ふれあいの森公園を中心とし、周辺施設と連携した健康、スポーツ、観光の拠点づくりについて、会津美里町ふれあいの森公園等整備利活用基本構想検討委員会において基本構想の策定に取り組むこととしておりますが、その中でアスレチック遊具の整備についても要望がある旨情報提供してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） 再質問をいたします。よろしくをお願いします。

まず、カメムシ対策関係でございますが、今のところ福島県等では被害の予想としてそんなに緊急性がないような状態だというような答弁はいただきましたけれども、これから増えてくる予測の中で、せめて前にやったような、マイマイガで多分農薬の補助制度やっているとありますが、それと匹敵するような形でやれないかどうかを質問いたします。

それとあと、問題はこれを逃しますと大変な生産量の減というか、そういうような形になってまいります。それは、最終出来高において等級が減になったり、それから検査の内容でいきますと1,000粒の中に2粒以上カメムシとかそういうのが入っていればランクが落ちていたり、そういう米が多過ぎると規格外というようなことで全く買えないというような状態になりますので、それも含めて再答弁をお願いしたいところでございます。

○議長（大竹 惣君） 答弁を求めます。

産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの再質問にお答えいたします。

被害の予想、今後増えていく予想があるということでございました。こちらにつきましては、町のほうとしましては、町長の答弁にもありましたように、関係機関と連携を図り情報収集に努めながら、今後拡大していくことになった場合につきましては、近隣市町村等の状況を踏まえながら補助金の検討もしてまいりたいというふうに考えてございます。

2つ目の生産量の減ということで、水稻のほうの減少であったり、生産量が下がるということのお尋ねでございました。こちらにつきましては、色選機ということで米の黒くなった部分を取り除くような機械がございまして、そちらのほうにつきましては町単独事業の農業生産力強化支援事業ということで補助事業がございまして、こちらのほうも活用していただきながら、等級の減少並びに数量の確保に努めていければなというふうに考えてございます。

答弁は以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） おっしゃっていることは分かるのですが、例えば今色選というような形になっておりますが、色選をやることによって収量が2割くらい減るのです。その分も含めると、最終的には生産者に対しての助成が必要でないかなというふうに思うのですが、その色選を購入するのは別に仕掛けとしてあるよというようなことなのですが、それはそれで結構なのですが、色選を使った場合に、確かにきれいに抜けて1等米比率は高くなりますけれども、2割くらい収量が減ってしまうという、その分はではどこで補填するかとなると、やっぱり町とかそういうところで補填してもらうというのが一番いいと思いますが、どう考えましょうか、お尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま生産量の減少について再質問ということでいただきました。こちらにつきましては、カメムシの防除に対しては、議員もおっしゃっていたことなのですが、草刈りを適期にやって防除するということが大事かと思っております。こちらにつきましては、発生状況を町のほうでも把握した場合並びに坂下普及所等々からも発出される情報を基に農業者に対して通知をし、適時対策を取っていきたいと考えてございます。

もう一つ、先ほどもございました農業者への補助金の部分でございますが、そちらにつきましては、大量発生となった場合につきましては、町長答弁にもありましたように、関係機関と連携しながら補助事業についても、補助金についても検討してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） 最後になりますけれども、農業者に関しましては今説明のとおりかもしれませんが、大量発生となったらやっぱり一般住民を巻き込んで、さらに子どもたちへの被害というののかなりあると思うのですが、こういう内容の中で、金山町では補助事業としてやっている、それからあと湯川村につきましては村長の判断で災害なりなんなりというような形になればそういうのに機動的に補助事業を誘導していくというような内容もございまして、その辺も含めた中でお考えがあるかどうか、一般住民も含めた中で何か対策がございましたらお願ひしたいと思ひます。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

まず、住宅地における大量発生ということですが、現在のところではやっぱり家庭用の防虫剤とか殺虫剤の使用、それから粘着テープでの捕獲、それからそういうようなペットボトルを利用したと、一般的な対策で防除が可能な段階だというふうに考えてございます。今後、個人のやはり管理の能力を超えるような大量発生になった場合については、先ほど産業振興課長が申し上げたように、そういうような状況になったらそこは近隣市町村の状況と足並みをそろえる、状況も踏まえながら当然に検討していかなくてはならないというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） 要は大量発生なるべくしないような形で願うしかないのですが、それも含めた中でこの問題については終わりたいと思ひます。

2番目の有害鳥獣対策について移りたいと思ひます。先ほど電気柵等を相当数の高さまでやるという、それも補助事業だというようなことでお答えがありましたけれども、ネット関係はどうなっているかと、その他資材で当然ネットを張るにはパイプハウスとかそういうのも必要になってくるのですが、そういうのも資材として補助事業の対象になるかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（大竹 惣君） 答弁を求めます。

産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいま防除柵等の補助金の内容についてご質問がありました。対象となる資材につきましては、ネットは当然対象となりますし、それを設置する資材につきましても補助対象となっております。ただし、1つだけついてございまして、汎用性があるもの、ほかに転用ができるものにつきましては補助対象外となっておりますので、あくまで防除に必要な資材につきましては対象となっております。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） 補助事業の対象になるということでございますから、よろしく対策をお願いしたいと思いますが、また新たに、先ほど言いましたような鳥獣の中で、キョンという鹿に似たのが近隣県まで来ているということなのですが、それらの対策は同じように考えてよろしいかどうか伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまおっしゃいましたキョンということで、別な動物が被害鳥獣ということになりました場合には補助対象にしたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） ありがとうございます。

それでは、3番のジビエ処理についてお伺いしたいと思います。ジビエの関係については、なかなか放射能の関係もあって積極的でないのは分かるのですが、私が主張しているのは、福島県で初めてやってみませんかということと、あと県が動かないからというか、そういう県がお墨つきがないからというようなご答弁ですが、現実的に栃木なり茨城なり群馬なりという他県のところで、そちらのほうではかなりジビエの関係が出ています。ですから、そういうのに合わせた中で、放射能がどうのこうのとなりますと、放射能の検査機を自主的に持って検査しながら、もう全く福島県とか会津地方にはそういう放射能も出ないよというような証明をしていくのも手かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいま県内においても会津を、初めて施設を造ってみてはどうかということですが、今現在、一部解除ということで原子力災害対策特別法に基づく制限がかかってございます。この制限につきましては、会津地域が線量の低減が進んでいるということから、県でも解除に向けた検討がなされているというふうに伺ってございます。しかしながら、この解除につきましては一定のルールが必要でございます。その一定のルールに基づく施設を通して整備するためには、やはり一部解除ということで、例えば会津地域が解除された場合に、もう一点、その基準に基づく施設とする必要があるというふうに認識してございますので、福島県の検討を待って、それから町のほうとして、もしくは民間事業者と連携した形になろうかとは思いますが、そういう部分で検討はしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） 確かにいろんな規制、制約の中でできないというのは分かるのですが、どうしても、後からというか、次の隊員の関係にもなってくるのですが、原子力のおかげで辞めたという方も何人かいます。それは、おいしい肉が食べられないという部分もございまして、いろいろ年齢的にももう年だからというような方も私が聞いた中ではかなりおられます。そういう中で、そういう鳥獣対策で獣を取っているというような方に対して少しでも光が見えるような形を取ってあげるといってもこれは町の施策の中には私は入るのでないかなというふうに思いますが、その辺についてもう一度というか、その辺の形をどういうふうにするかということで違いが出てくるのでしょうかけれども、方策なりなんなりというもので考えられないかどうかももう一度お聞きしたいのですが、よろしく願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま施設の整備についてということで再度ご質問いただいております。施設の整備につきましては、基本的には先ほど申し上げたように一部解除を待って、県の指針に基づく施設とすべきというふうな考えはございます。あと、今後の展開という部分につきましては、1町村、当然ほかの県で設置している施設については民間で整備して民間で運営しているということがほとんどでございまして。このため、関係機関並びに関係者等々の協議も必要と思っております。しかも、1町村で1つ整備ということではなかろうかというふうには思っておりますので、そういう点も解除後について検討はしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） よろしくその辺を検討してもらえればというふうに思うのですが、あと質疑についてはこの件に関しましては結構でございます。

あと、鳥獣被害対策実施隊員の確保の関係についてお伺いいたします。現在のところの平均年齢と何名が隊員になっているというのは分かりますけれども、具体的に補助事業、補助関係では何%というか、そういうのを上げていくとか、そういうのがございましたら出していただきたいと思うのは、例えばいろいろ手当なりなんなりが分かれていると思うのですが、分かれているというか、あると思うのですが、その手当に対して、そのものについては何百円アップするとか、1,000円アップするとか、そういうような金額も含めた中で考えていただけるかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 会津美里町の実施隊の報酬につきましては、近隣市町村と比べても安いほうではないというふうに認識してございます。具体的には、年額報酬としまして、現在、隊長が3万円、副隊長が2万円、隊員については1万円ということで、これが年額の定額の報酬でございまして。あわせまして、捕獲わな設置と、あと見回り等でそれぞれ手当がございまして、捕獲わな設置については3,100円、わな見回りについては1回当たり500円という形で設定してございます。このほ

かに、これは町の有害鳥獣被害防止対策協議会から報奨という形で捕獲した獣ごとに報奨金が出るものでございまして、熊につきましては1頭当たり8,000円、あとイノシシ、鹿につきましては1頭当たり9,000円という形で交付をさせていただいております。参考までに、近隣の若松の報酬ですと、4万円と2万円という形でなっております。この報奨金のほうは町独自で行っておりますので、これが加算されるという認識でございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） 今説明を受けたように、いろいろ金額的には他町村と比べても遜色ないよというような内容でございましたが、お金のかからないような形を取っていただきたいのはやっぱり助成金を増やしていくというような形になろうかと思えますけれども、別な面からいいますと、くくりわなというのがあるのですが、わなの講習なりなんなりというのでもかなりお金がかかるなりなんなりというようなことかと思えますが、もともとくくりわな等を増やして、こういうのに力を入れて、なるべく銃とかそういうものを持たないということはあれなのでしょうけれども、セットのものですから、それは持たないわけにはいかないのでしょうかけれども、くくりわな等々を多くして、そういうので鳥獣害の銃を、銃というか、鳥獣害を取っていったらどうかなというふうに思うのですが、見解を伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま各種狩猟に関する補助事業についてご質問がありました。狩猟鳥獣については、まず狩猟免許、こちらのほうの取得をする必要がございます。もしくは、更新も必要となっております。こちらにつきましては、新規に狩猟免許を取得した方については経費の3分の2、上限15万円でございますが、こちらのほうを補助事業として準備してございます。あと、若手狩猟者の支援事業としまして、50歳未満の方につきましては対象経費の2分の1、上限は4万ということで、わな等の狩猟用具の購入について補助事業もございます。あとさらに、初心者技術向上支援ということで、新たに1種、あと2種狩猟免許を取得した方につきましては3分の2、上限が1万円ということで補助事業もございます。そのほかに、先ほどくくりわなということでお話がございましたが、くくりわなにつきまして、自治体のほうで使うわな等につきましては町のほうで購入しておりますので、費用はかからないものと認識してございます。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） 何といたってもこれに携わる隊員の増というのが大切かと思えますので、この辺についてやはり報酬を上げて、報酬というか、手当を上げて、厚くしてやっていただければというふうに思います。

これについては終わりました、子どもの肥満対策に移りたいと思います。子どもに関しての肥満の割合等については説明を受けましたが、結局そんなに驚くほどの数字ではないよという結果だという

ことでくってよろしいのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

答弁にもありましたとおり、突出して我が町の肥満度が高いというふうには認識しておりません。ただし、学校や学級という小さい集団で見ますと、母集団が小さいことから、経年変化、つまり年度によって子どもたちの集団が変わっていきますので、高くなったり低くなったりという凹凸はありますけれども、平均的に見ると県平均並みということで、特別に高いとは認識していないところでございます。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） 子どもの肥満対策では、朝のランニングとか縄跳びをやらせたりとか、中学になれば部活の前に走るというような形でしょうけれども、このほかにこの対策で何か考えていらっしゃるがあれば披瀝願いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今議員ご指摘なされたもの以外にも、日常の体育の授業の中で、小学校であれば福島県の教育委員会が示しています運動身体づくりプログラム、これを、震災以降福島県の児童生徒の肥満度が増したということもありまして、県がこういうふうな日常的に実施してみたいかがですかというプログラムを提示しておりますので、そういうものを毎時間の体育の授業の最初のうちに取り入れられることによって子どもたちの運動量を増やすという取組を今もしておりますし、今後も継続していきたいというふうに思っております。

さらに、やはり食育の充実というところが非常に大事だというふうに思っています。学校給食は非常に優れた栄養管理をしておりますけれども、実際にやっぱり家庭に帰っての副食等、自由に食べてしまうようなお子さんも多い状況もありますので、そういうところをいわゆる学級活動の時間などを通した栄養士、養護教諭なんか担任と一緒にやって食育の指導をしたり、それから家庭科の授業でも栄養の学習であったり、あるいは保健体育の授業での健康に関する学習であったり、そういうものを充実させていくことによって、子どもたち自身が自分の健康を自分でコントロール、マネジメントできる、そういう力をつけていくことが必要だと思っておりますので、一層の健康、それから食育の充実に努めていきたいというふうに考えています。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） 私も肥満でちょっと悩んでいる部分がありますので、身につまされるようなお話もございましたけれども、今後とも子どもの肥満対策関係については力を入れていただきたいというふうに思います。

さらに、こじつけかもしれませんが、子どもの肥満対策の一助となるにはふれあいの森にそういう遊具なりなんなりというのを備え付けて、大自然の中で満喫して自然を楽しんでもらうという

ような遊び場づくりというか、そういうのを肥満対策等含めた中で推し進めたらどうかということ  
最後にお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

特にアスレチックなどにつきましては子どもが全身使って運動するということで、確かにそういった  
ような運動能力とバランス感覚などの向上にもいい影響があるということを知っておりますので、  
そういったものについても今後設置等というのについても検討させていただきます。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） ふれあいの森をどういうふうな形に持っていくかというのはこれ今後だとい  
うことで、それも検討のうちに入るよというような内容だったと思いますが、私の当初のふれあいの  
森をもう一回整備するのだというようなことを町長から伺ったときに、せっかくだからこういうもの  
なりなんなりというのを造ったらどうだというようなことの提案でございますけれども、いろいろア  
スレチックのすばらしい先進地があるわけですが、そのように匹敵するような形を取れないかどう  
かということを含めた中で、最後に町長に、どうでしょうか、こういう考えというのは。よろしくお願  
いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

このふれあいの森運動公園一帯の整備につきまして私の考え申し上げましたけれども、まだ具体的  
にどうするかというのはこれ本当に決まっています。まず、競技場の部分はある程度考えています  
けれども、そのほかの部分はいずれからの協議会を立ち上げた中で、今山内議員がおっしゃったことも  
検討材料の一つとしてその中でもんでいただくというふうになってこようかと思っておりますので、どうぞ  
ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 山内議員。

○4番（山内 豪君） 私からは以上でございます。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで山内豪君の質問は終わりました。

ここで11時まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時49分）

---

再 開 （午前11時00分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第2号、9番、渋井清隆君。

〔9番（渋井清隆君）登壇〕

○9番（渋井清隆君） 通告に入る前に、記載の誤りがありましたので、訂正させていただきます。

一般通告質問書3ページ、上から3行目、「管理を監査する」と記載すべきところ、誤って「管理を監督する」と記載したため、改めて「管理を監査する」と記載訂正するものであります。

それでは、早速一般通告質問に入らせていただきます。1問目、財務会計上の一連の行為に係る違法性等について。さきの定例会3月会議において、新鶴温泉等の土地建物等売買仮契約に他事記載があったことは既にご承知のことと思います。そして、町長はそれを認めている。本件事件は、財務会計上の一連の行為に違法性があること。

1、そこで、その仮契約書は最も重要な証拠書類の一部に該当する。その仮契約書の特約条項に瑕疵があり、その時点において契約書そのものが不当かつ違法であることは明らかである。そのようなことから、契約のまき直し、つまり契約を取り消すのが当然である。当局の見解を伺う。

2、今後、①、住民訴訟を前提とした住民監査請求が提出される可能性がある。そうした場合、町は財務会計上の一連の行為に係る違法性についてどのように対応するのか、②、住民監査請求の制限期間はいつまでなのか伺う。

3、また上記に述べた財務会計上の一連の行為に関わる内容等について、「財界ふくしま」2024年5月10日発行6月号に掲載されている。さらに、河北新報、2024年、令和6年5月17日に掲載されている内容の一部に当たる令和4年6月30日開催の新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴譲渡先法人等選定委員会の公文書開示請求による会議録を見ると、事務局の説明では、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴土地建物等売買仮契約、それから町温泉施設等条例を廃止する条例の議会への上程、地方自治法第96条第1項第8号、これは財産の譲渡であり、これによる議会への上程であると明示されている。しかし、本件仮契約書には地方自治法第96条第1項第6号と明示されている。どちらが正しいのか。当局の見解を伺う。

4、町長は上記に述べる整合性について、譲渡先候補法人等選定委員会の委員に説明責任を果たす義務があると考え。当局の見解を伺う。

2問目、総務省から発出された技術的助言の担保について。平成30年3月26日付総行第67号、行政財産の用途廃止前の処分についての趣旨は、①、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であること、②、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できること、上記①、②のどちらも担保されている場合に行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であるものとするを周知するものであると回答されている。そこで、①、②に述べられているその担保とはどのようなものを指すのか、当局の見解を伺う。

3問目、会計年度及び会計の区分と出納整理期間及び出納閉鎖期日等について。新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴土地建物等売買仮契約に係る本契約は、令和4年12月15日可決された。しかし、全部事項証明書には令和5年4月3日売買と明記されている。そこで、次の事項について伺う。

- ①、会計年度とは。
- ②、会計年度の独立とは。
- ③、出納整理期間を置く理由は。
- ④、出納閉鎖期日とは。

4 問目、監査委員の職務と売買契約代金納入時期及び財産の譲渡の時期等について。1、まず監査委員の職務について。監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に関わる事業の管理を監査すること、つまり法令の定めに基づく事務の検査と出納事務の検査を併せて監査を行う責務があると考えます。当局の見解を伺う。

2、そこで(1)、収入金について。売買契約代金の収入は、調定書により収入の調定の決定をしなければならないこと。そして、普通財産の売買代金または交換差金は当該財産の引渡し前にこれを納付されなければならない。すなわち、収入金は一般に契約に基づく歳入については前納主義を原則とするものであると考えます。当局の見解を伺う。

(2)、ちなみに売買契約代金は随時の収入であり、納入通知を発しなければならない。すなわち、収入金は当該通知を発した日の属する年度であると考えます。そこで、①、普通財産の売払収入の調定の日及び納入通知書を発した日、②、売払い代金の納入の日、③、財産の引渡しについて併せて伺う。

3 番目、監査委員は、前述した財務会計上の一連の行為に係る書類等について、特に本契約となる前の土地建物売買仮契約書を確認したのか伺う。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(大竹 惣君) 答弁、町長、杉山純一君。

[町長(杉山純一君)登壇]

○町長(杉山純一君) 9 番、洪井議員の一般質問にお答えいたします。なお、財務会計上の一連の行為に係る違法性等についての2点目の2つ目並びに監査委員の職務と売買契約の代金納入時期及び財産の引渡しの時期等についての1点目及び3点目につきましては代表監査委員より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、財務会計上の一連の行為に係る違法性等についてであります。1点目の仮契約書の特約条項につきましては、町と相手方とで合意したものであり、違法性はなく、契約を取り消す必要はないものと考えております。

2点目の1つ目、住民監査請求提訴の場合の対応につきましては、違法性はないものと判断しておりますので、町としての対応は考えておりません。

3点目の選定委員会における説明内容と仮契約書に記載された地方自治法の号数の相違につきましては、地方自治法第96条第1項第6号が正しいものであります。

4点目の譲渡先候補法人等選定委員会の委員に説明責任を果たす義務につきましては、選定委員会の説明において言い間違えたものであり、会議資料は全て地方自治法第96条第1項第6号となっております。

りますので、委員の皆様はご理解いただいているものと考えております。したがって、説明する義務はないものと考えております。

次の総務省から発出された技術的助言の担保についてであります。本契約書の第2条、第16条及び第23条に記載されております条文が担保と捉えております。

次の会計年度及び会計の区分と出納整理期間及び出納閉鎖期日等についてであります。1点目の会計年度につきましては、地方公共団体の歳入歳出の計算を区分整理して、その関係を明確にするために設けられた一定の期間のことであり、地方自治法第208条第1項の規定により、国の会計年度と同じく、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものと定められております。

2点目の会計年度の独立につきましては、地方自治法第208条第2項の規定により、それぞれの会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされております。また、地方自治法第220条第3項の規定により、毎会計年度の歳出予算の経費の金額はこれを翌年度において使用することができないと定められていることから、例外を除き、各年度の収支をほかの年度の収支と混同してはならないとされております。

3点目の出納整理期間を置く理由につきましては、2点目の会計年度独立の原則に従い、年度末までに収支原因の発生したものは原則としてその年度の収支としなければなりません。3月31日までに発生した事実に対して3月31日までにその全てを完了することは困難であることから設けられた期間となります。

4点目の出納閉鎖期日につきましては、当該年度の現金の移動を一切閉鎖し出納を完結する期日であり、地方公共団体における出納閉鎖期日は、地方自治法第235条の5の規定により翌年度の5月31日と定められております。

次の監査委員の職務と売買契約代金納入時期及び財産の引渡しの時期等についてであります。2点目の1つ目、売払い代金等の納付につきましては、そのとおりであると考えております。

2点目の2つ目、普通財産の売払収入の調定の日及び納入通知等の発した日、売払い代金の納入の日、財産の引渡しの日につきましては、全て令和5年4月3日であります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 答弁、代表監査委員、小島隆一君。

〔代表監査委員（小島隆一君）登壇〕

○代表監査委員（小島隆一君） 9番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

財務会計上の一連の行為に係る違法性等についてであります。2点目の2つ目、住民監査請求の制限期間はいつまでなのかにつきましては、地方自治法第242条第2項の規定により、住民監査請求は当該行為のあった日または終わった日から1年を経過したときはこれをするすることができない、ただし正当な理由があるときはこの限りでないとなっております。

次の監査委員の職務と売買契約代金納入時期及び財産の引渡しの時期等についてであります。1

点目の監査委員の職務につきましては、地方自治法第199条及び町監査基準に基づき、事務の執行や出納事務の執行等に関する監査を厳正に行う責務があると考えております。

3点目の、監査委員は前述した財務会計上の一連の行為に係る書類等について、特に本契約となる前の土地建物売買仮契約書を確認したのかにつきましては、本契約となる前の新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴土地建物等売買仮契約書については特に確認しておりませんが、一連の事務手続に関連する書類につきましては令和5年度における定期監査において確認し、令和5年11月10日付で町長及び議長宛てに結果報告書を提出しております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それでは、再質問させていただきます。

違法性はないということで、1番目から順序よくいきたいと思いますが、1番目の1点目ですが、私は取り消すということを言っているわけですが、違法性がないから取り消さない。それで、町長、これ自分からまず、この契約書をこの前確認したように自分でもって署名しているのです、これ。署名、これね。この件についてはどういう答えでしょうか。自分でもってこの仮契約書を見ていて、判こも押しているわけですよ、これ。中身を見ないでこれやったのですか、そうすると。それからまず最初教えてください。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

中身を確認した上で相手方との仮契約ということになっております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうしますと、これ他事記載って言っていますけれども、これはもう既に執行している内容ですよ、これ。仮契約の。前回の3月にも言ったように。これ特約条項ですよ。これは12月9日に既に執行していますよ、これ。それで違法性はないのですか。もう一度。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 反問権を行使したいと思いますので、許可願います。

○議長（大竹 惣君） ただいま町長より反問の申入れがありましたので、これを許可いたします。  
町長、杉山純一君。

○町長（杉山純一君） 渋井議員にまずお尋ねをしていきたいというふうに思います。

今の件に関しては違法性はないというふうに考えております。この案件ですが、もう1年以上経過をしています。町との契約、売買をしてですね。それから、この案件に関しては、私が就任する前、前の経過から説明させていただきますが、前から基礎を固めた方々は特にこの温泉施設、3つありましたけれども、それに関してはやっぱり町の課題であるということで議論をされてこられたというふうに思っています。その中で、町から示して、まずは譲渡先を探して、受けてくれるところがあれば

それを優先をして進める、なかった場合は町として努力をしながらこれはできる限り継続をしていくという方向性で議会とも議論を重ねて、そういうことで進んできました。そういった中で、公募を決めるということになって、町は公募をかけました。それで、1社だけ受けてくれる、できました。これは奇跡と言っていいことだと私は思っています。町としてもいろいろ全国のこういった同じ、同規模も含めて調べてみたところ、こういった施設をただで譲渡しますよと、無償であげますよって言うても一件もないというのが全国の状況でした。そんな中で、我が町は幸いにも、1件でしたけれども、ここをよく利用されていた方で、私ができることであれば町に貢献したいという思いの中で手を挙げてくれました。そんな中で、一回議会、町で提案をして否決をされました。その中で、やっぱりこれ町民の意見を聞くべきだということで、議員の方々もご存じのようにアンケートをかけて、これが7割とか、もう本当に3割とかであれば町は恐らくそういった再提出ということはなかったでしょう。ところが、結果としては7割ありました。私自身も町の中歩いて聞いてみたら、私の感覚では9割以上。確かに町でやったほうがいいよと言う人はいましたけれども、町民の声です。私も議員の皆さんもこの町をよくしよう、それから町民の幸せを願って、この会津美里町の議会の中で、同じく町民から選ばれた私と、それから職員のみんなで知恵を出し合ってこの町をよくしようというのがこの議会のあるべき姿だと私は思っています。そんな中で、渋井議員は、これ1年経過しましたけれども、一連の質問をされています。これは議員の権利ですから、それに対して町が答えるのは当たり前の話です。ところが、私が疑問に思うのは、渋井議員、違法性、違法性と言っています。これは後から質問しますけれども、違法性と町は考えていません。これは平行線です。そういった中で、そのことを答弁して、かみ合いませんから、これ致し方ないわけですがけれども、その先にあるもの、その質問が町民にとって、我が町の発展にどういふふうにつながっていくのか私理解できません。まず、それを質問させていただきたい。

それから、もう一つあります。あとは、違法性と言っておりますが、法律に詳しい渋井議員ですからこれは答えられると思うのですが、どの法律に、どんな規定の中にあるのかお示しをいただきたい。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 答弁を求めます。

渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これは、反問権の場合は時間止まるのですか。

○議長（大竹 惣君） 止まります。

渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今町長言うのは、それは確かに住民の立場になってみればいろいろ、お荷物というか、こういうものあるのはそれはいいですよ、売るのが。私は前からも言っています、これ。総務課。売ることについては反対はしないのだと。ただ、手続上にこういう行政の立場である、立場ですよ、手続上に誤りが数多くあるわけです、こうやっていろいろ。これね。言いますか、数多くという

のは。今のこの執行したやつがあったり、それからこの会議録って、先ほど間違っていないって言いますが、会議録はこれちゃんと明確に8号って書いてあるのですよ。6号ってなっていませんよ。それで、この譲渡先の法人は既にもう終わって、ないわけですよ、これ。やるべきだったらその時期にやるべきなのです。既に終わっているのですよ。こういうものがあるから、私は言っているのですよ。問題は、役場は、行政は法律でもってやるのでしょというの。それを逸脱したような形でやっていること自体がまずはおかしいのではないでしょかということ。そうではないですか。私は、売ることに対しては反対はしませんよ。ですが、法に従って、のっとしてやっていないものを使ったでは、脱線しているような状態でやったのではこれ行政ではないと思いますよ。今こうやって説明している間にも間違っていますよ、これ。6号というのは書いていませんよ、これ。8号って書いてあります。見てみましょか。こういうものをちゃんとやはり町長は確認して、見ていただきたいと思うのです。特に事務方のトップである副町長なんかはね、これ。全然見ていないのですよ、これでは。だから、違法性というのは、そういうものの財務会計上の行為の一連の行為が違法なら、1年以内という、監査のとき私言うかと思いますが、これ完了したときから1年。まだ完了していないのですよ。分かりますか、これ。いいですか。1年経過したといっても、1年まだ経過していませんよ。なぜならば、特約条項である買戻し契約、これ誤りがあったのですよね。これ。それ終わらないうちは1年にならないでしょ、これ。5年ですよ、これ。5年10月ですよ。だから、こういうものを私が引っ張っているとか終わったからだ、終わってはいないのですよ。第三者機関に訴えることというのはまだ期間とかにはなっていないということなのです。ですから、こういうものはやられる前に、当然これできませんよ、もう。会計年度は過ぎていますから。私は、そのためにいろんな、これが今後ですよ、会津美里町には合併したときにいっぱい不要財産があるわけですよ。これを売る場合、譲渡する場合、こういう状態で、今回はこのあれだ、次はこれだという、そういうような一貫性がないという、そういうふうになった場合は困るでしょというの。法に照らしてやらないと。そこを聞いているのですよ。だから、これずっと今までの経緯をやっているのです。2点がそれです。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 渋井議員のは今確かに流れを言っていますけれども、私の質問は違いますからね。質問答えていませんから、ひとつよろしくお願いします。

〔「何。質問答えているでしょう」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 売ってならないとは私は言っていないというの。ただし、こういうことを行政がやっていること自体が間違っているというの。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員、町民にとってどのような利益があるのを見越して、その目的を聞いておりますので、その部分を教えてください。

○9番（渋井清隆君） ではですね、町民にとって目的が云々というときには、ではなぜ、売った先まで補助金を出すのかというの、これ。ある一部の人たちに補助金というか、助成金ね、もう出しているわけですよ。今年も1,500万ついていますよ。

〔「議論かみ合わない」と言う人あり〕

○9番（渋井清隆君） そういうのもあると思うのですよね。おかしいと思うのだよな。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 渋井議員は、私の反問権に対しての質問に対して一切お答えになっていません。それはしっかり答えた上で今言われることを言われるのはそれはいいのですけれども、私の反問権の質問は2つですから、これに対して明確に答えていただきたい。

〔「言っているでしょう」と言う人あり〕

○町長（杉山純一君） 言っていない。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員、挙手してからお願いします。

○9番（渋井清隆君） あの場合、説明会の中では副町長も出ていると思います。そのときに、町民の方は、女性の方かな、福祉のために使っていただきたいですね、こういうものを持って言っていますよ。売った場合とかね。それで、そのときの、あるいはその後ですか、私質問したときに、ただそれは金額的に比較対照しただけなのだという、そういう答弁もしているのですよ。全然だよ。そっちがおかしな問題ですよ、それは。

〔「議長、整理してください」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 渋井議員、目的の部分。町民にとってどのような利益をもたらすために渋井議員は今までやってきたのかという部分と、あと違法性の部分です。

○9番（渋井清隆君） それは言っているでしょう。

○議長（大竹 惣君） 確実な違法性の部分の具体的なものを教えてほしいということなので、そちらをもう一度示していただきたいと思います。

〔「持ち出すとすると、どの法律の」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） では、町長、質問の意図が伝わっていないようなので、もう一度お願いします。

○町長（杉山純一君） 最初の答弁いただいていませんけれども、仕方ありませんが、違法というのであればどの法律の、どのように規定されるのかお示しく下さいと私は質問していますから、それに答えてください。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これは裁判所でないと確定はできないと思います、これは。決めるのは第三者機関という。訴える利益はあるということです。住民監査請求は……

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 違法性と言うからには法律にのっとして、法律に詳しい渋井さんですから、当然どういった法律のどういった規定があるのか、それにのっとして質問されていると思うから私は聞いているわけで、ちゃんと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） だから、最初から言っている。財務上の会計行為に一連の行為が順序が違おうでしょうと。

〔「だから、何の法律ですかという」と言う人あり〕

○9番（渋井清隆君） 手続上が違おうって言っているでしょう、これ。やっているの。話にならないのこっちのほうですよ。おかしいと思いますよ。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 渋井議員に申し上げます。

かみ合いませんので、平行線ですので私これでやめますが、違法性というのであれば、ここは法律を議論する場ではありませんから、司法に委ねるしかないと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 私が言っているのはそういうことではなく、まずそういう手続上に誤りがある場合は困るのではないのでしょうかというの、これから言うように。そういうのが基本にあって、今までずっと来ているやつがみんなそういうふうな手続上に、それで今日も今言いましたが、これだって言っていることが間違っているのもあるのですよ、ここで答弁しても。なぜこういうふうに、この事件に関してはなぜ誤りが多いのかなって私は思うのですよ、これ。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 私は、権利に基づいて反問権の質問をしています。それに対しての回答は一切なされていないとまず申し上げます。いろいろおっしゃっていますけれども、私の質問に対しては一切答えていないと、それだけ申し上げて終わります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それはそちらの解釈でないですか。

〔「いやいや、皆さん聞いてくださいよ」と言う人あり〕

○9番（渋井清隆君） そうだと思いますよ。全然私のほうにも、そうなってくるとこんなのやっている暇がなくなってしまうのだな、本当に。全然反省も何もないという自治体になってしまうのではないですか、これ。おかしなあれだと思いますよ。

○議長（大竹 惣君） 以上で反問を終了いたします。

これより一般質問を再開いたします。

渋井議員。

○9番(渋井清隆君) それでは、住民監査請求の制限期間というのは私先ほど言いましたよね。監査委員、これどうでしょうか。監査委員にお聞きしたい。

○議長(大竹 惣君) 代表監査委員。

○代表監査委員(小島隆一君) 住民監査請求の請求期限についてのお話でございしますが、第1回目の答弁でお答えしたとおり、その行為のあった日から1年以内ということでございまして、そのあった日といいますのは、いわゆるその譲渡された物件が引き渡された日、お金が支払いされた日をもって考えるのが正当でないかなというふうに考えてございます。ですから、それから1年以内というような期間であるかなと思っております。

以上です。

○議長(大竹 惣君) 渋井議員。

○9番(渋井清隆君) これ私制限期間の1年の起算点というやつ、判例見ました。それには所有権の登記が完了した日となっています。そうしますと、先ほど申し上げましたように、誤ったわけです。買戻し特約。分かりますね。私はあれ見つけましたよね。この買戻し特約は10月ですか、これ。登記かかったの。そこまであるのではないのでしょうか。確認を。

○議長(大竹 惣君) 代表監査委員。

○代表監査委員(小島隆一君) お答えいたします。

その登記の更正登記がなされた日、そこまで住民監査請求の期限があるのではないかなということでございますが、この目的物の引渡し、いわゆる所有権移転登記につきましては、契約については契約の履行ということに当たるわけでございますが、この更正の登記については契約の履行に当たらないものと考えております。一部更正登記ということで、住民監査請求の対象ではないというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長(大竹 惣君) 渋井議員。

○9番(渋井清隆君) 買戻し特約というのは、所有権の移転の登記に付随する一連の書類なのです。セットなのですよ。ばらばらではできないのです。ですから、私はこれを言っているのです。いかがですか。

○議長(大竹 惣君) 代表監査委員。

○代表監査委員(小島隆一君) 今ほどまた登記の捉え方、更正登記の捉え方と住民監査請求の期限についてのおただしでございしますが、今質問を受けて、私の立場を申し上げますと、住民監査請求における監査委員の立場としましては、その請求が出されたときにそれを、その事実が正しいのか、その請求を受理するのか、または却下するのか、または請求となっている行為は違法なのか、不当な行為であるのか、こういうものについて審査を行い、請求に理由があると認めるときは議会や町に対し

て必要な処置を講ずるよう勧告を行う立場にあるものと考えております。また、私のほかにもう一名の監査委員もおられます。互いに対等、それから独立の立場で審査をし、判断を行います。その結果内容は2人の合意によることというふうにされておりまして、意見の一致を要することとされておりまして、したがって、このようなことから、住民監査請求として出される可能性のある、いわゆるこのたびの事件に関わる監査請求の内容に係る質問につきましては、その行為についての判断根拠であったり、その審査結果を予見させるような答弁については控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それはそれとして、それでは2問目に入らせていただきます。

この担保なのですが、これは総務省の助言による担保って言っているのと若干違うのではないかと思います。1問も2問も。私のほうには、この1問目というのは、町長が決定をしたことを、普通財産ね、この担保を将来における行政財産だと、これが決定の担保なのです、まず。2問目の担保は、これ締結後に云々だとなっておりますが、これ締結後ですよ、締結後。これは、そういう状態のまま継続的にできるようなこと。今回のこの売買は、その状態でないわけですよ。今までは要するに公社がやっていた。公益法人ですよ、それがやっていた。これは半民半官ですよ。今度は純然たるあれになるわけです。それでもって支障なく対応できる。要は支障なく対応できるように、ならばその差額金である上乗せ助成金をするという、こういう問題ではないのですよ、これ。金額の。そういうあれではないの。この答弁書になっているものが、ちょっとそれとは意味が反しますよ、これ。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 今ほど渋井議員のご質問あったわけなのですけれども、具体的にどの部分をお聞きしたいのかちょっと私把握できなかつたので、申し訳ございません、再度質問させていただきますか。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） この担保というのは、ここでも町長答弁に述べていますよね。この担保。担保のあれ。契約書にどうのこうのってこれ書いてありますよという。それとは全然異なる内容だと思えます。これ町長答弁書に述べていますけれども。第2条だの第16条なんて述べていますよね。そういうものと異なる、総務省のやっているものと若干、若干というのも違うのではないのでしょうかということなのです。

○議長（大竹 惣君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 通告質問書を見させていただいて、なおかつ今その総務省の通知の担保と違うのではないかとということでございますけれども、総務省の通知は2つのことを担保できればということですよ。それを見合って、町長答弁で、本契約書の中で第2条及び第16条、第23条ですか、

ここに明記されている、それが担保だというふうに町は解釈してございますので、それ以外のものはございません。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） だから、私はその言っていることと異なるのではないですか、総務省で。ただ、町はそういうふうに受け止めたということです。そこら辺も違うと私は感じている。町がそうだというのならそれでいいと思います。では、それはそれでいいです。

会計年度なのですが、これ会計年度はこのとおりだと思います。閉鎖日もそうだと思います。それで、会計年度の閉鎖日、いわゆる会計年度は3月31日までですよ。だけれども、閉鎖日は5月31日。この間ありますよね。そこで、4番目の2番目に飛びますが、関連するもので。そこで、では調定の日は言っていますよね、これ。では、調定はいつやるのですかということ。調定をするときは、どういう原因。私言いたいのは調定。調定は3月31日にやらないで、5月3日以降にこれやるということですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの調定の日がちでございしますが、渋井議員もおっしゃってありましたように、随時調定に当たるといふふうに考えてございますので、当該法人から入金の申入れがありました4月3日に調定を起こしたものでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そこが私と若干違う点があるのだ。調定は原因の発生した日ではないでしょうか。これ財務会計、町のあれにも書いていないのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今回の原因日につきましては、契約書にありますように4月1日以降、普通財産になってから引き渡すという記載がございます。この観点から、4月1日以降が原因日、今回の場合については先ほど法人から申出があった調定日が原因日というふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これちょっと違うのではないですか。第2条の承諾事項は、前条の売買は4月1日以降云々ってあって、行政が用途廃止して行うというだけであって、4月、引渡しというのは全然その明記はなっていませんよ。そうなってくると、原因がでは4月1日以降売買契約ってなったら、12月19日になるから、4月1日以降に本契約結ぶことになってしまうのではないですか、これ。原因は12月19日でないでしょうか。法律行為ですから。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 確かに渋井議員おっしゃるように、契約締結日につきましては令和4年12月の議会議決後ということで認識はしております。ただ、原因というふうにおっしゃってありましたので、原因日につきましては売買契約後、入金があった日が原因日というふうに認識しており

ますので、令和5年度、令和5年4月3日というふうに認識してございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、今言っているように、これ売買契約のところ併用してなっている条文ですよ、これ。承諾事項。あくまでも原因というのは法律行為のあった契約の日ではないでしょうか。そうなってくると、会計年度が日越しになってまたがるのです。3月30日の。直ちにこれは納付書、随時の、先ほど課長も言いましたよね。随時の契約だから、当該年度内に調定をするのが当然なのですよ。それで、納付書をやって、これ納付書の発行も書いてありますよね。納付書の通知による云々って。納付書を発行するのですよ、これ。それで、いろんなところのあれ見ますと、担保ではないのですけれども、一つの担保になります。要は会計年度、会計年度内に前納なのですよ、これ。あくまでも前納。前納というのは会計年度ですよ。前納主義ですよ。前納って書いてあるのですよ、これ。会計年度の中で納めるのが前納でしょう。全期前納というのは。そこはどうなのでしょう。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 前納主義というおたただしでございますが、地方自治法施行令第169条の7、これに普通財産の売払代金または交換先につきましては当該財産を引き渡す前にこれを納付させなければならないと規定されておりますので、当然前納主義で行うべきというふうに認識しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、前納ですよ。前納といった場合、要は4月1日から3月31日までですか、これが会計年度ではないですか。前納ですよ、前納。日越しになって、その前に納めるから前納ではないでしょう。会計年度の原則というのは、4月に始まり3月31日で終わるわけです。その間に入らなかった場合、調定続いたものは5月31日の整理予算でもって、4年度分でもって収入をするのが当然ではないかと。そういうやりくりではないですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの前納の部分のおたただしでございますが、前納につきましては全額を原因日、この場合は4月3日に納付して、それを確認しているという行為であって、今回の普通財産の切替えについては廃止条例の施行日ということで、令和5年4月1日に条例が施行されておりますので、その段階で普通財産に切り替わったものと認識しております。このため、令和5年度に調定を行い、収納すべきというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） これ年度内の契約ですから、まずは金を入れるのです、前納。年度内に。それから普通財産になったときに引き渡すのですよ。だから、前から言うことは、売渡しとこのあれは違うのですよって私前から言っているのです、これ。引渡しとお金。あくまでも前納というのは会計

年度でもって決めたところに前納しておいて、4月1日以降に普通財産になってから引き渡すという内容ですよ、これ。そうでなかったらば5年度に契約するしかないのですよ、これ。引渡しはあくまでも4月1日以降なのです。前はできないのですよ。だから、金を入れておいてから、前納させておいてから引き渡すのですよ、年度内に。いかがですか、これ。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 確かに前納につきましては原因が発生したときに前納するということで、それは理解しております。当然、先ほどありましたように、同じことになるかもしれませんが、4月1日以降に普通財産、4月1日に普通財産に移行した上で引き渡す必要があったということから、ちょうど土日に当たっておりましたので、1日、2日が土日ということだったものですから、当該法人から3日の日に納入について意思表示があり、それで納入をしていただいた、全額をいただいたということから引き渡したということで、そちらの4月3日が原因日というふうに認識してございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そういう……解釈がちょっとおかしいのかな。では、1日、2日は、1日か、土曜、日曜ですよ。調定はいつどうやって切るのですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 先ほども申し上げたとおり、4月3日朝に当該法人のほうから納入の意思表示がございましたので、その段階で調定を起こしております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） その段階で調定を起こしたら事後調定ですよ、これ。随時の調定で、事前でしょう、これ。言っていることがおかしいのではない。事後調定。それで、同時といたら前納にならないでしょう、これ。事後調定でないでしょう、これ。契約書にも納入通知書によりってなっているの。事後調定というのは、今回急に入ってきたとか、こっちから出すものを代理で入ってきたものでやる。全然対応の仕方が違うのではないですか。延滞税みたく本税が決まらないとできないといたらそれもあるでしょうが。仮にですよ。今課長答弁しているの全然違うと思うがな。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの会計年度の考え方でございますが、先ほども申し上げたとおり、随時の収入につきましては発生した日が属する会計……すみません、この場合ですと令和5年度が対象になるというふうに考えてございます。その場合、その分を発行し、それで収納を受けたものというふうに認識しております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それは、さっきから言っているから分かるのだけれども、今言うのは、事後調定ですよということを私言っているの。発生したら随時でやるのが事前でしょう。事後調定ではないだろう、これ。だって、その日に納めた……だって、納付書をやって納めるわけですから。発送ね。

調定して、1日、2日には、土曜、日曜ですよ、どうやって事務執るのですかというの。納付書はどうやって調定をして発送するのですかという。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 正確には事後調定には当たらないというふうには思っております。実際4月1日、2日には連絡はございません。4月3日朝に先ほどの法人のほうから連絡をいただいたので、その段階で納入意思を確認した上で調定しております。その調定の納入通知書につきましては、電話上でこちらのほうに現金で納付したいという申出がございましたので、役場のほう、出納室のほうでお待ちをしており、現金を持参された当該法人の代表者の方が出納室において現金納付をしたものということで、事務は全て4月3日に執っております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ちょっと言っていることが意味不明な、理解できないのです。事後調定でないという。事後調定でしょう。確定していない云々、自分から出てきて納めると。納付書を発送してから、納期限があつて納めるのでしょうか。使用料とかそういうやつとは違うのでしょうか。これ何遍言っても水かけ論ですからね。ちょっとおかしいと思いますよ。

最後になりますが、監査委員にもう一度お聞きしたいのです、ここで。4番の件で絡みますので。監査委員は5年度でもって注意みたいなことをしたようなことになっていきますよね、これね。ですがね。これ私もあれなのですが、この広報だより見ますと、監査委員の意見に「適正かつ適法に執行されています」って書いてあるのです。このときは適正ではなかったですよ、この一連の流れから見ると。契約書なり、今の中身のことを見ると。どうなのでしょう。

○議長（大竹 惣君） ちょっと待ってください。

お諮りいたします。間もなく昼食の時間となりますが、渋井議員の一般質問が終了するまで延刻したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認め、延刻したいと思います。

それでは、答弁お願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（小島隆一君） お答えいたします。

監査における確認ということでございますが、監査等を行う場合に、主に財務監査ということで歳出を中心に監査を行っておりますが、今回の契約に係る部分につきましては、そういう歳出行為、いわゆる会計上の行為が発生したのは5年4月でございます。それ以前に議員よりかねてこの問題について議会において指摘をされ、議論されてきたという経過がございます。地方自治法とのそういう違法性の関連性について、監査としましてもリスクがあるのではないのかなという認識を持ってこの契約行為の取扱いについて担当課より、一連の仮契約書も含めました書類を提出して説明を受けた経

過にございます。その中で、その内容につきましては、特に指摘に当たるような違法性の行為はなかったというふうに捉えたものでございまして、その後の財務行為があった、いわゆるお金の引渡しがあった年度、いわゆる5年度において、定期監査において再度内容について検証を行い、監査を行い報告させていただいたというような経過にございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） るる説明をいただきましたが、今先ほども私、これから監査いろいろあると思うのですけれども、私も監査2期やりました。いろんなのも見ています。ですから、監査というのは私も認識しているつもりです、若干。事務監査ばかりでなく、出納のほうもやる。いろんな監査が今ついていますよね。以前は出納監査だけだったのです。今事務監査が入っているのですよね、書類上の。そういうのは、だから確かに大変だと思います。今先ほど産業振興課長ですか、言ったのだよね。今の会計年度の件。そこら辺も十分検討してみたい。分かりますよね。会計年度と。よろしく願います。要は私言っているのは、随時の収入の関係で納付書を、また契約したとき、これ地方自治法施行令第142条第1項、これについても町の財務規則の中でもちゃんとうたっているのですよ、随時のあれは。だから、随時のやつは必ずやっぱりそういうものを踏まえてやらないと財務会計上の行為というのが、先ほど町長もいろいろ言いましたけれども、これがいわゆる違法性になるという前提ですよ、これ。いわゆる法令というのは、規則までは法令ですから。訓令とは違いますよ、内部行為。内部行為であっても、条例ばかりではないですよ。いわゆる条例は地方自治法の第14条で制定することができる。この上位法には、憲法の第94条か何かには書いてある、権能を与えるってね。そこからこれ来ているのですよ。ですから、十二分、各自治体、私のほうの自治体は町村でも大きい町村ですよ。やっぱり見本にならなくてはならないような町村だと思うのですよね。職員の人もいっぱいいるという。その監査をするのは確かに大変ですよ、一つ一つあの2日間で見るというのは。実際やってみないと分からないですよ、これは。私もやっていますから分かります。相当あります、これも。そこら辺を十分踏まえた上でもう一度検証していただきたいなと最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

〔「議長、訂正です」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） ただいま産業振興課長より訂正の申入れがありましたので、これを許可いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 先ほどの相手法人からの申出により調定を切りましたということで答弁をさせていただきましたが、正確には相手方とは連日連絡を取っておりましたが、納付書を発行したのはこちらの意思で発行したものでありまして、平日であった、月曜日であった4月3日に発行したものであるという形で訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） よろしいですか。

○9番（渋井清隆君） はい。終わります。

○議長（大竹 惣君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時01分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第3号、5番、長嶺一也君。

〔5番（長嶺一也君）登壇〕

○5番（長嶺一也君） 5番、長嶺一也でございます。通告に従い質問させていただきます。

まず、消滅可能性自治体について質問いたします。令和6年4月24日、人口戦略会議は、県内33市町村が将来的に消滅可能性があるとの報告書を公表しました。かなりショッキングな報道でありました。10年前にも日本創成会議が同様の報告書を公表しましたが、福島県は東日本大震災に伴う原発事故の影響で調査対象から外れており、消滅可能性が示されたのは今回が初めてであります。推計は、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口から算出した、2050年までの30年間で20から30代の女性が50%以上減る自治体を消滅可能性自治体としました。しかしながら、今回の再推計は、前回の推計や10年間の各自治体の取組が十分に検証されないまま偏った指標だけで公表され、私はエビデンスが乏しい結果だと思えます。一方、今回の推計は、改めて人口減の警笛を鳴らすものであり、今後の子育て支援や出生率改善などの施策にどうつなげていくのかの大きな指標かと思っております。そこで、以下質問をいたします。

1、本町は消滅可能性のある自治体の対象になってしまいました。その評価と今後の取組、施策方針をどのように考えているのかお尋ねします。

2、これまで女性が県外の大学等を卒業後地元に戻ってこない割合が男性よりも高い状況にありました。何が原因で、どのような対策を講じなければならないか、それら考えをお尋ねします。

3、私は地元愛を子どもの頃から醸成すれば男女を問わず地元に戻ってくる人が増えるのではないかと考えております。そこで、地元愛を育む教育はどのように行っているのかお尋ねします。

次に、1つ目の質問に関連して、移住促進に係る空き家対策について質問します。本町の空き家情報を見ますと、空き家の住所、建築年、間取り、敷地面積、建物面積などの基本情報だけが掲載されております。移住につきましては、空き家の情報提供や移住のコーディネーターである一般社団法人TORCHが担っております。移住希望者に対し、移住しようとする自治区長との顔合わせや移住しようとする自治区のルールなどを説明した上で、移住するかどうかの判断をしていただいているところではあります。移住前にTORCHが移住希望者に対して十分説明し、移住に係るソフトランディ

ングを図っており、適切な取組だと思っております。私は、これら基本情報とTORCHの取組に加えて、貸主が借手にこのように使っていただきたい、このような方に貸したいなどの情報を付加することによって貸手と借手、両者がウィン・ウィンのマッチングができるのではないかと考えますが、町の考えを尋ねます。

次に、高齢者の運転免許証自主返納後の支援についてお尋ねします。本町では、運転に不安を持つ方が自主的に運転免許証を返納した場合、その方に美里あいあいタクシーの利用券を50枚交付しております。金額で2万円分です。また、返納に合わせ運転経歴証明書の交付を受けると、身分証明書になるとともに、県の事業ではありますが、運転卒業サポート、運転免許証自主返納者支援事業の協賛店においてお得な特典やサービスを受けることができます。私は、本町における自主返納者に対する支援メニューは、美里あいあいタクシー利用券に限定することなく、自主返納者のニーズに合わせた支援メニューを増やしてはどうかと考えております。例えばシルバーカー購入に係る補助金交付や町内商店等で利用できる商品券交付などが考えられます。そこで、運転免許証の自主返納者に対する支援メニューを増やす考えはないのかお尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。なお、消滅可能性自治体についての3点目、地元愛を育む教育につきましては教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、消滅可能性自治体についてであります。1点目の評価と今後の取組、施策方針につきましては、人口戦略会議の分析によると、本町は2020年から2050年までの30年間における20代から30代の女性の減少率が67.3%であり、ご指摘のとおり消滅可能性自治体に該当しております。今年度、新たな人口ビジョンの策定に着手いたしますが、減少の幅やスピードはこれまでの想定を超えるものと認識しており、もう一段高い危機感を持って対応していく必要があると考えております。今後の取組、施策方針につきましては、新たに策定する人口ビジョンを踏まえ、これまでの取組の成果と課題を検証しながら、第4次総合計画の策定に併せ検討してまいります。

2点目の女性が地元に戻ってこない割合が男性よりも高い状況につきましては、国勢調査等の結果からも明らかであり、一般的な原因として、地方には若い女性にとって魅力的な仕事が少ないことや、田舎ならではの男女の固定観念や格差、地域のしがらみなどがあると考えられております。町といたしましては、女性が生き生きと楽しく働ける職場づくりや男女の格差をなくす取組をより一層推進する必要があると認識しております。

次の空き家対策についてであります。空き家の所有者に対する意向調査によって、所有者が空き家バンクへ登録する際に様々な不安や意向をお持ちであることは認識しております。町といたしまし

ては、空き家の所有者がどのような利活用を希望しているのか、どのような人に売りたい、貸したいのかなど、所有者へ確認した上で空き家バンクに掲載してまいります。所有者の意向を掲載することにより、所有者と利用者双方が共通の情報、認識を持てることから、両者の安心感とさらなる空き家の流通促進につなげてまいります。

次の高齢者の運転免許証自主返納後の支援についてであります。初めに運転免許自主返納事業の目的は、加齢に伴う運転技能の低下による事故の抑止のため、返納者に対し免許返納後の移動手段の支援としてあいあいタクシー利用券を交付しております。議員ご指摘の利用者のニーズ等を考慮した支援メニューについては現時点で考えてはおりませんが、周辺町村の支援状況や返納者に対するアンケート等を実施し、免許返納に係る支援策の充実について調査をしてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 5番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

消滅可能性自治体についてであります。3点目の地元愛を育む教育につきましては、次代を担う人材育成プロジェクトにも示しているとおり、地域の歴史や文化、自然環境を大切にしながら、次世代にそれらの価値を伝え、会津美里町を愛する子どもの育成に重点を置いております。具体的な取組につきましては、校外活動で町の文化遺産や文化財に触れるとともに、歴史的な人物や出来事について学ぶ授業を実践し、町の伝統工芸やお祭りなどの伝統行事にも積極的に参加する機会を設けております。また、基幹産業である農業の現場を見学したり体験したりするとともに、町内の各事業所の協力を得て職場体験学習などを行っております。さらには、総合的な学習の時間において、20年後の魅力ある町の姿など、将来の町の在り方について考えをまとめ、情報を発信するとともに、ボランティア活動や地域の清掃活動を通して町への関心を高め、地域社会に貢献する心を育てるよう取り組んでおります。これらの取組を通して子どもたちが郷土のよさやすばらしさをよりよく理解し、将来にわたってこの町を愛する子どもを育成できるよう努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 一定の答弁をありがとうございました。

まず、消滅可能性自治体についてでございますが、会津方部で消滅可能性の非該当となった自治体が湯川村、磐梯町、柳津町、昭和村の4町村だけでございます。会津美里町との違いをどのように分析しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、質問にお答えいたします。

ただいま議員おただしの今回消滅可能性自治体に含まれなかった4町村との比較でございますが、

私のほうもいろいろ新聞記事であったりインターネットなどで調査をしたところでございますが、この4町村につきましてはその他ということで、当然我々の消滅可能性自治体よりは若干女性の減少率が低いということでございます。具体的には、昭和村さんであればからむし織であったり、カスミソウなどの栽培で雇用創出をしているような状況でございます。磐梯町さんにおかれましては、定住者向けの住宅の建設であったり、女性に対する母子支援策の充実、あとは皆さんご存じだろうとは思いますが、シグマさんなどの優良企業の誘致、アルツリゾートスキー場などの観光施設の整備、そういったものが特徴的かなというふうに思っております。柳津町につきましては、移住者の誘致ということで、空き家の改修費用なんかを支援しているような状況でございます。湯川村におきましても、ご存じのとおり、工業団地、あとは住宅団地の整備というようなことに力を入れているような状況かと思っております。美里町との比較でございますが、やはり本町もゼロ歳から18歳までの子育て支援についてはかなり充実をさせているというふうに考えておりまして、特段子どもの支援施策については大きな差はないのかなというふうに分析をしております。あと、やはり今後は働く場の創出というか、そういったものに力を入れていく必要があるのかなというふうには思っておりますが、議員のご質問に対しまして、4町村との比較におきましてはそれほど大きな施策においての差はないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 私から若干補足をさせていただきたいと思えます。

実は先日、町村長の総会がありました。知事との挨拶、そして私との懇談もあったわけですが、その中でやっぱり話題にしたのがこの消滅可能性自治体の話でした。確かに高い数値ではありますけれども、今議員がおっしゃった各自治体がそれほど大丈夫なのかということも申し上げて、本当の僅かの差です。その消滅する、時々調査をしていくわけですが、前回の調査から今回までのを見てみると、決して高い比率ではないけれども、この全国的な人口減少の問題の中で各自治体がやっぱりそれぞれ取り組んでいると、その成果は出ていますと。やっぱり僅かですけれども、想定された数値よりも上回っていると。僅かですけれども。ただ、それが大事であって、社会減だったり自然減だったり、これは止められないものがありますけれども、それぞれの自治体はその自治体に合った思いの中でそういった人口減の対策をしていくことが今後につながっていくという話がありましたので、私からも1点補足させていただきます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 先ほどの町長答弁で、もう一段高い危機感を持って対応していく必要があるという答弁をいただきました。その割には、その後の答弁で、課題を検証しながら第4次総合計画策定に合わせて検討してまいりますといった、ちょっとトーンダウンした答弁になっております。本当高い危機感があるのであれば、もっと具体的な計画策定、人口ビジョンを踏まえた第4次総合計画の

策定に合わせて検討するのではなくて、もうちょっとギアをアップしていろいろやる必要があると思うのですけれども、ここで検討してまいりますだけではちょっと納得できかねますので、もう少し具体的な施策、方針について教えてください。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、再質問にお答えいたします。

確かに答弁の中で人口ビジョンを踏まえ、第4次総合計画の策定に合わせて検討してまいりますというような答弁をさせていただいているところでございます。先日、県のほうでも、こういった状況を踏まえて力を入れて人口減少対策に臨んでいくというような新聞報道がなされております。我々としても県のほうと歩調を合わせまして、県のほうでも市町村に対してのセミナーを開催しますとか、いろいろその取組を示している状況でございます。我々としては、そういったものをフルに活用して、これまで以上に各種施策について充実をさせていきたいというふうには考えてございます。また、今総合戦略なんかを策定しているところでございます。おおむねそのフレームが固まっている状況ではございますが、そういったところで再度人口減少対策になるような施策を盛り込めるかということで改めて検討してまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） この10年前の調査で、消滅可能性自治体の中で消滅可能性を脱した自治体があることはご存じだと思うのですが、そういった脱した自治体は子育て世代の支援を充実を図った関係で脱したのではないかという町の評価を受けております。やはり20代、30代の女性を引きつける子育て施策が本当に重要なのかなというようなことかと思えます。隣の山形県三川町も10年前は消滅可能性だったのですが、10年前に比べまして20%近く改善して、消滅可能性を脱しております。今言ったとおり、町は定住、移住、あと子育て支援の環境を整えた結果、若い世帯が転入したから脱したのではないかと評価しておりますので、そういった子育てしやすい環境を整備することによって人口減少への対策が成り立つのかなと思っておりますが、その辺充実する考えにつきまして答弁お願いしたいと思えます。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 子育て支援施策を充実する考えはというご質問でございます。私もこの山形県の三川町について調べさせていただきました。こちらは、子育て交流施設なんかを造ってそこで子育ての相談または一時預かりなんかをして、さらには遊具なんかを設置して子どもたちが集まりやすいような施設を造ったというような事例だと思えます。確かに消滅可能性自治体から脱出した自治体の特徴としましては、議員がおただしのとおり、子育て支援施策を充実させたところと、やはり雇用の場を確保したところというのが共通しているところかなというふうに私も分析しております。先ほどもお答えしましたけれども、美里町としましては近隣町村に負けられないような子育て支援策

はこれまで展開してきたかなというふうには思っております。町長も先ほど答弁しましたように、少しずつ成果が現れているというふうには思っております。さらに本町に合った子育て支援施策について検討してまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 2番目の空き家対策とちょっとダブるような部分もあるのですけれども、若い女性の定着や出生率だけでは地域の力ははかれないと私は思います。地域づくりの視点は多種多様にわたっております。関係人口の増加、二地域居住者の増加、移住者の増加などの物差しが必要ではないのかなと考えております。子育て支援に関しましては、会津美里町はほかの市町村よりも優遇されています。会津美里町以外の居住地から通勤している町職員の方から、本町独自の支援金の手厚いとの話を聞きました。つまり小学校、中学校入学、あと中学校卒業のときの支援金ですけれども、このような本町の独自の支援策をあらゆる手段を使って大いに発信していったらどうかと思います。今年のネウボラの冊子はもう作成済んでいるかと思うのですが、そういったリーフレットとかパンフレットにほかの市町村とは違うような本町独自の支援策というものを載せたらどうですかと思いますが、考えをお尋ねします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） お答えいたします。

今議員のほうでおただしにありましたとおり、みさとネウボラガイドのほうに結婚から18歳までの子どもに本町の独自の支援策を載せているところでございます。先ほどお話ありました小学校入学時、中学校入学時、中学校卒業時の子育て支援金給付事業につきましては、近隣の町村もあまりやっていない事業だというふうに自負しております。ただ、そういった事業を、ネウボラガイドには当然載せておりますが、表紙に載せるのがいいのか、その辺はいろんな施策がありますので、再度、次年度以降改めて見やすい場所の検討をしていきたいと思っております。あとは、あらゆる媒体を使ってこういった特色のある事業についてPRをしてまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） ぜひ移住希望者が食いつくような仕様にさせていただければというふうに思います。

あと、東京で行っております移住相談会なのですけれども、年数回やっておりますが、ブースに来てもらう工夫はどのようにしているのかということをお聞きしたいのですけれども、移住相談会の会場では呼び込みが禁止されております。なので、このため参加自治体は立ち止まってもらう工夫をどこの自治体もやっております。例えばパネルポスターを工夫したり、相談者が座るパイプ椅子にカバーみたいのをくっつけて、目につくような形で工夫しております。本町の相談会会場では来場者を引

きつける工夫をしているのかお尋ねしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、お答えいたします。

移住相談会の会場におきましては、一般的には県のほうで共通のレイアウトというか、そういったことでやっているというふう聞いております。確かに議員おただしのおり、本町のブースに足を止めていただくような対応は必要かと考えております。実際今までそういった大相談会に行った職員の話を見ると、ある程度どこの町村の話を知りたいというようなことで決めて来られるケースが多いというふうには聞いております。ただ、そういったそれ以外の特定の市町村へのご希望がないという方に足を止めていただくような対応はしたいと考えております。私も来月の東京での移住相談会に実際行ってまいりますので、そのときにちょっと現状を自分の目で見て、その後有効な対応を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 相談会の会場のブースは主催者側が決めますので、参加者の実際がちょっと、どうしてもないところがございまして、結構外れのほうに場所を取られたり、やられたりしますとなかなかお客さんも来づらいところがありますので、そういう場合にも引きつけるようなブースづくりというのも心がけていただきたいと思います。

あと、消滅自治体を脱したところの中には、隣の宮城県の本町との姉妹都市であります美里町も脱しております。そういった脱した市町村、自治体の取組なんかも研究すればおのずとヒントというか、そういうのも出てくると思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） ただいまの質問にお答えいたします。

いろいろ今回の件につきましては成功事例なんかもインターネットなんかにも載っております。先ほど議員のほうから宮城県の美里町のお話がありましたけれども、あとはやはり同じ宮城県でも大衡村ということで、東北で唯一持続可能性自治体になったというような町村もございまして。そういった町村の成功事例は本当に参考になると思いますので、あらゆる近隣だけではなくて全国のそういった成功事例を参考にして、本町の施策に生かしていけるかどうか検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 今答弁にあった大衡村については、ご存じのとおりトヨタの工場があるので、あそこで雇用創出にもなっているのかなということで、そのように思っております。

あと、人口減少に伴いまして、そうすると町の産業も担い手不足が進行するのでないかなと思えます。ですから、持続可能な社会に欠かせない、町の未来を担う人材として、20代から30代の方々が再

び町に戻って地元貢献する可能性を広げる必要があると考えます。株式会社トラストバンクの調査結果を見ますと、福島県は地元愛の熱量が低くなっております。地元愛が強いほど、いつか地元やその周辺に戻りたいというふうに思う人も増えてくると思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 確かに今議員がおただしのおりでございまして、やはりその後のちょっと質問にも関係するのかなというふうには思うのですけれども、子どものうちからそういった地元に対する愛着といいますか、そういったものを持ってもらうような教育も当然必要だというふうに考えております。そうすることによって、一旦は進学とかで離れた後も、子どものときにこういう経験をしたから、ああ、やっぱり町はいいねなんていうことで戻ってきていただけるようなことが非常に重要なことだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） それでは、空き家対策のところでは若干再質問させていただきます。

前も私質問したのですけれども、戸建て住宅ではなくて賃貸住宅につきましても一定期間補助をしたらどうかということでしたところ、ちょっとそれは考えていないというような答弁をいただいたところでございますが、やはり20代、30代の年齢層ですと戸建てを購入するというのはなかなか負担が大きいと思います。なので、やはりアパート代の、賃借料、賃貸住宅の補助も考えるべきだと思います。改めてその辺の考え方をお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

○議長（大竹 惣君） 政策財政課長。

○政策財政課長（渡部雄二君） 賃貸住宅に対する助成というご質問でございますが、やはり前回は答弁させていただきましたとおり、本町は住宅取得に対する補助金であったり、あと空き家の改修補助金、そういったところでもかなり充実をさせている状況でございます。そういったところもありますので、現在のところは賃貸住宅に対する助成は考えておりませんが、改めてそういったところの先行事例なんかを調査してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） ぜひ検討お願いしたいと思います。

あと、地元愛につきましてちょっと教育長のほうにお聞きしたいと思います。先ほどの答弁で、ボランティア活動や地域の清掃活動を通して町への関心を高めというような答弁をいただきました。あとは、地元の人しか知らない絶景スポットや四季の顔、地産地消の旬の味、地域に伝わる暮らしの知恵など、子どもたちが調べて、地元の誇れることの発見や未来の課題を見つけさせて将来の会津美里町に貢献できる人材を育ててほしいと思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（大竹 惣君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

先ほどの答弁でもるる述べさせていただきましたが、やはり地元愛を幼少期から育てていくということが非常に肝要だというふうに考えております。具体的な対策については、先ほども述べましたけれども、やはり地元の人間のよさ、それから地元の様々な教育資源になり得るような、文化財を含めた、自然環境も含めた様々なものがございます。産業もそうですね。そういうものにやっぱり小さい頃から直接触れさせることが何より大事だなというふうに思っています。校長たちにも事あるたびに教育課程の中にそういうものをどんどん教科なり総合的な学習の中で取り入れるようお願いをしております、かなり浸透してきているなというふうに思っております。一例を申し上げますと、例えば去年、宮川小学校で4年生が高橋の虫送りに学習しながら携わって参加もするような取組が増えてきたりとか、新しいものがどんどん出てきておりますので、これからもそこは充実させていきたいというふうに思っておりますし、一方でやっぱり人のよさに触れるというのも大事ですから、地域学校協働活動の中で学校の応援団ボランティアにご登録いただいている方々と支援を受けながら学習を通して交流を深めていく、あの人にこれ習ってよかったとか、そういう思いをどんどん、どんどんため込んでいければというふうに思っているところであります。今後も人のよさに触れる、直接に物に触れて体験を深めていく、そして文化財や何か、自然環境も含めてこの町のよさに触れさせていく、そういう教育をどんどん充実させていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 学校のカリキュラムの中で結構忙しく子ども過ごしていると思いますが、今教育長おっしゃったような地元愛、学校では、学習指導要領では郷土愛って言っていますけれども、地元愛を育てる教育を進めていただければと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あと、先ほど、質問ちょっと戻りますが、子育て支援の関係なのですけれども、今現在、旧あやめの湯の利活用の検討も進んでいるかと思うのですが、多分屋内の子どもの遊ぶ施設というような希望を言っている方も少なくないと思うのですけれども、そのあやめ利活用の検討なのですけれども、意思決定過程の中なのでどの程度話せるか分かりませんが、今現在話せる範囲で、あやめの湯を子育ての屋内施設、遊び場みたいなものを造るような……

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、そちらは通告外になってしまいますので、質問を変えていただきたいと思います。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。

では、以上で質問終わります。

○議長（大竹 惣君） これで長嶺一也君の質問は終わりました。

ここで1時55分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時39分）

---

再開 (午後 1時55分)

○議長(大竹 惣君) 再開します。

次に、通告第4号、7番、小島裕子君。

〔7番(小島裕子君)登壇〕

○7番(小島裕子君) それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、HPVワクチンキャッチアップ接種について。HPV、ヒトパピローマウイルスは、子宮頸がんの原因となり、誰でも感染するウイルスです。20歳代から増え始め、我が国では毎年約1万1,000人の女性が罹患し、約2,900人が子宮頸がんで亡くなっています。以前にワクチン接種による副反応が問題視されたことで、積極的勧奨が中断していました。その後、接種の有効性は副反応のリスクを上回ることが専門家会議で認められ、令和4年4月から積極的勧奨を再開しました。以前に接種を逃した女性にも無料でキャッチアップ接種を実施しています。対象は、平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれの女性と、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方となります。しかしながら、このキャッチアップ接種期間は来年、令和7年3月末までであり、原則6か月の接種間隔が必要となりますので、今年9月までに1回目を打たなければ期間内に終わらなくなります。感染していても、潜伏期間があることから自覚症状が出てからでは取り返しのつかないがんですが、唯一予防できるがんです。他人事と捉えず、キャッチアップ接種を利用させていただきたいと願います。以上のことから、次の3点について伺います。

①、接種が終わった方は2年間で対象者の約何割になるのか。

②、未接種の方への対応はどのようにされるのか。

③、申請書兼請求書のワクチンは2価と4価の2種類ですが、現在接種されている9価ワクチンは対象になっているのか。よろしく願いいたします。

次に、軽度認知障害の早期発見について。認知症は、厚生労働省によると、2025年には65歳以上の約5人に1人が発症すると見込まれ、85歳以上に限っては約4割が発症しているとも言われています。認知機能の低下が原因で健康や経済状態などに問題を生じさせ、あるいは他人に不愉快な思いをさせて人付き合いがスムーズにいかなくなるなど、生活に支障を来す状態をいい、完全に回復させることはできません。また、認知症の一步手前の状態は軽度認知障害、MCIと言われており、認知機能や記憶力に若干の低下が見られますが、日常生活にはほとんど影響がないため、認知障害との自覚を持ちづらいのです。しかし、この段階であれば、運動やトレーニングなどの適切な処置を行うことで回復する可能性があると言われていています。早期にMCIの段階を発見できれば、本人や家族の認知症に対する不安や苦しみを取り除くことができます。そのため、不安を抱えている多くの方に認知症チェックリスト等が多く試されていますが、はっきりと数値化できるものはないように思われます。しかし、近年、認知症専門医の監修によって開発された認知機能セルフチェッカーを使用すると、VR内

で流れる約15種類のテスト映像に対し、正解だと思ふ選択肢をじっと見詰めるを5分間繰り返すだけで簡単に認知機能の状態を測定できるのです。測定結果はその場ですぐに確認することができ、経過を知ることもできます。医療機器ではありませんが、開発者は臨床研究を実施し、既存検査法による結果と比較し、高い相関性が得られています。認知機能セルフチェッカーを既に導入している自治体では、医療、介護に関連する需要と費用が増大し、超高齢化社会への対応が急務であるとして、令和4年度から自治体独自の認知症・MCI予防プログラムの実施で着実な効果を目指しています。本町も同様な課題を抱えており、認知機能セルフチェッカーを活用し、認知症及び軽度認知障害、MCIの発症予防に若い世代から関心を寄せていただき、人生100年時代を健康で活躍していただきたいのです。導入に対する見解を伺います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 7番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、HPV、ヒトパピローマウイルスワクチンキャッチアップ接種についてであります。1点目の接種が終わった方の割合につきましては、令和5年度末までの2か年でキャッチアップ接種対象者の約1割が接種終了しております。

2点目の未接種の方への対応につきましては、積極的勧奨が再開した令和4年度には対象者全員に勧奨の通知をしているところです。今年度はキャッチアップ接種の最終年度となることから、接種が終了していない対象者に対し、改めて6月下旬に個別通知するとともに、町ホームページや町広報紙にて周知してまいります。

3点目の9価ワクチンの取扱いにつきましては、積極的勧奨が差し控えられた平成25年6月から令和4年3月までの間に実費で接種した方については、償還払い申請により自己負担分を支給することとしております。この間の償還払いの対象となっているワクチンは2価ワクチンと4価ワクチンのみとなっており、令和5年4月より定期接種が始まった9価ワクチンは対象ではありません。積極的勧奨を再開した令和4年4月以降については、自己負担がなく医療機関にて予防接種を受けることができます。なお、現在は2価、4価ワクチンと同じく9価ワクチンも公費対象となっているため、自己負担がなく接種できるものであります。接種につきましては個人の判断となるところですが、希望する方が全員接種できるよう周知に努めてまいります。

次の軽度認知障害の早期発見についてであります。軽度認知障害や認知症の早期発見、早期対応への対策としましては、集いの場などにおいて認知症予防教室の開催や認知症チェックリストの実施などで早期発見に努めており、早期対応として認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームを設置し、医療と介護の連携強化を図っております。また、町内の小中高校でも認知症サポーター養成講座を開催し、若い世代から認知症への正しい理解を深めていただいております。さらに、認知症に関する本人、家族の不安の解消や早期発見、対応につながるような情報をまとめた冊子「もし

も」を作成し、活用しているところであります。認知機能の評価を目的とした認知機能セルフチェックの導入については、軽度認知障害や認知症の早期発見に効果的であると認識しておりますが、費用や活用方法について十分検証し、有識者の意見等をいただきながら調査研究してまいります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） ありがとうございます。1番目の①の質問に関しての答弁ですけれども、町としては約1割が接種終了しておりますとあります。この1割という数字に関して町のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹、福田富美代君。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどの小島議員の再質問にお答えいたします。

実際数字に表してみました第一印象としては、低いと感じております。しかしながら、令和4年4月から定期接種開始されております。同時にキャッチアップ接種というところで対象に声かけをしているところなのですが、実際定期接種におかれましても5年度の実績を見ますとやはり1割に満たない状況ではあります。そういった絡みからすればかなり低いとは思いますが、やはりどんどん定期接種に関してもちょっと情報発信、さらに安全性、有効性ということの周知がもっと必要なのかなということで感じております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） 本当に1割というのはやっぱりかなり低い数字だなと思います。全国でもこのキャッチアップ始まってからの初回接種率が全国では6.1%にとどまっているという。また、本県は6.9%となっているのです。本当に、町としては1割なので、若干高めの数字かなとは思いますが、やはり一時中断したということもあって安全性というところにすごく不安を抱えていらっしゃる方も多いのかなと思いますし、まだまだ子宮頸がんということに関して耳慣れないというか、そういった本当に自分のこととして考えられない状況なのかなというふうに思います。この子宮頸がんに関してどういう状況なのかというのは、お知らせ等を行っているかと思いますが、町ではどのようにお伝えしているのか。もしお伝えしていることがあれば教えていただきたい。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどの再質問にお答えいたします。

実は定期接種については、このワクチンに関しては小学校6年生から高校1年生までが対象となるワクチンでございます。ただ、標準的接種ということで、本町に関しては中学校1年生の女子のほうに接種券を送らせていただいております。そのときには文書にては、やはり4年4月まで中断していたということもあったので、ワクチンの有効性であったり不安解消の文面もちょっと添えながら文書を添えまして、さらには厚生労働省から示されたパンフレットも同封させていただいております。そ

ういった中で、今、昨年、令和5年4月から対象となった9価、ウイルス感染予防のワクチンに関しましては、やはり9種のウイルスに対応するワクチンではありますが、子宮頸がんの原因の8割、9割を占める7種のウイルス感染を予防することができるというような有効なワクチンであるということが言われておりますので、その辺もしっかり文字で見えるような形でということで、保護者のほうにも理解を求めるような形で周知をしまいたいと考えております。申し訳ありません。今パンフレットも添えて周知して、さらにはそれに加えて、こういった有効性という部分を添えてさらに周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） かなり有効な9価ワクチンというのが使えるようになりまして、このがんというのは、この9価ワクチンというのは女性だけではなく男性にもかなり有効なワクチンでして、男性独自のがんも……

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 発言者以外は静粛にしてください。

○7番（小島裕子君） 以外もかなり防げるということで、今国のほうでも男性の接種ということで少しずつ動き始めているところです。この子宮頸がんというものに関して、不安をあおってということにはちょっといけない、やり過ぎかなとは思うのですが、やはり子宮頸がんというのはどういうがんなのかというのをもう少し分かりやすくというか、こういうがんのですよというのをちょっとお伝えできればと思うのですが、大体20歳くらいから増え始めるがんで、ステージ1というとかかなりがんとしては初期段階ですぐにもう治せるがんかなというふうに思われますが、ステージ1というとかかなり早い段階で発見されたとしても子宮を全て摘出するケースがあるという、何かすごく怖いがんだなというの也被言われています。その中で、毎年1,000人ほどが30歳になるまでに子宮を失ってしまっている。今少子化対策ということでいろんな形で予算を執行しているわけなのですが、こういった現実にもう少しやっぱりシビアに目を向けていかないと本当に美里町の女性も、もう毎年毎年何人もやっぱりがんになって子宮を失ってしまう、出産ができないで泣いてしまうという現状が起り得るのかなというふうに思います。

○議長（大竹 惣君） 小島議員、もう少し要点を簡潔にお願いします。

○7番（小島裕子君） はい。そういったことをやっぱり町側のほうとしても真摯に受け止め、そういった怖いがんだということもある程度お伝えできるような形で、これから周知するという事なのですけれども、答弁書にありますと6月下旬に個別に通知するとともに、町ホームページや町広報紙にて周知していくというところなのですけれども、これは個別に通知というのがどういった形の通知になるかちょっと教えていただければと思います。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほどの小島議員の再質問にお答えいたします。

今回、3回接種終了した方が1割程度と申し上げましたが、そのほかに、このワクチンというのはおただしのように3回接種して初めてそのワクチンが有効というか、効果を高めるといところがございます。ただ、このキャッチアップ接種の対象となるのは、1回だけ受けてあと2回残っています、また2回は受けたけれどももう1回残っていますという方も当然対象となりますので、そういった方々に関しては、接種の状況というのはこちらのシステムのほうでどなたが1回だけなのかということも分かるようになっておりますので、そういった一人一人に合ったような形の通知を出したいと思っております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） その方々に応じた通知をしていくというところなのですけれども、調べてみますと、視覚障がい者には音声コード付きの接種勸奨文を送付していたりだとか、あとはポスターでもう少しこのワクチンという、重要性というか、そういったものをお伝えするような取組をしている自治体もあるのですけれども、ただ単にホームページと広報紙とかで周知するだけではなく、やっぱりもうちょっと目につきやすい、対象になっている方が目につきやすいようなポスターなどの作成というのはどうでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課主幹。

○健康ふくし課主幹（福田富美代君） 今ほど目につきやすいようなポスターの作成というお話がございました。実際厚生労働省から示されるパンフレットというのがやはり定期接種に向けたパンフレットというところがありますので、ちょっとこちらのほうの独自にそういった分かるような形で、分かりやすいような形の周知ということで検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） ぜひ、期間がもう本当に短くなって、今年9月から第1回目の接種を始めないと無償で、公費で接種が終わらないという段階に来ていますので、一人でも多くの方が関心を持っていただいて、接種に踏み切っていただけるような周知を考えていただきたいと思います。1問目はこれで終わります。

2番目になりますが、認知症についてですけれども、やはり今答弁の中に認知症のチェックリストの実施とか、あとは認知症地域支援推進員の配置とか、あとは認知症初期集中支援チームを設置して医療と介護の連携を図っているという、あとは情報をまとめた冊子「もしも」を作成し活用しているところでありましてということなのですけれども、この中で医療と介護の連携強化を図っておりますということで、医療のほうまでに進んだ方というのはどのくらいいらっしゃいますか。人数ではなくてもいいのですが、大体で。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） それでは、お答えします。

認知症初期集中支援チームのほうの対応件数としましては、令和5年度で24件、8名の方がこの集中チームの対応になっているというような形になっております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） この認知症というのは、なっている方が、自分がちょっと認知症かなというような感じをされる方というのは、周りが判断しておかしいねといって初めて自分がやっぱりちょっとおかしいのかなと思うのではなく、最初からやっぱり自分がちょっと物忘れが最近進んでいるとか、何となくおかしいなって思うのは本人なのだそうです。その本人が自分がどういう状況なのかというのをやっぱりはっきりと知りたいというのが誰しものことだと思うのです。周りから言われて、ちょっとおかしいから医者に行ってきたらどうか家族にも言われても、やっぱり本人はおかしいと思っても行けないという、そういう状況がやっぱりあちこちの声を伺って思うところなんです。そういったところで、自分が病院には行けないのだけれども、自分の認知状態がどういう状況なのかというのをどういった形で判断するのが皆さんすごく分からない部分で、いろいろなチェックリストを試してみたりとかしているわけなんですけれども、このセルフチェッカーは本当にVRをのぞくだけで、15種類の質問に対して5分間自分で目を追って、正解を追っていくだけで自分の認知度が分かるという。なので、医者に行かないのではなくて、客観的に見れるというところで町民の方もすごく、これどうしても入れてほしいねという声をいただいているのですが、このことに関してはどうでしょうか。自分の認知症がどのくらい進んでいるかというような自覚というのは、これ町の取組でどの程度分かるというふうに思われているか。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） お答えします。

現段階としては、チェックリスト等々で確認をしているというところなんです。認知症地域支援推進員のほうである程度訪問による掘り起こしであったり、家族とか本人とかそういった方々の相談を受けて、それらを踏まえて医療につなげたほうがいいというような場合についてはこの初期集中チームのほうに対応しているということです。議員のほうのご提案の認知機能セルフチェッカーにつきましては、今の使い方としてどういった活用ができるのか、あるいは費用対効果、そういったものを含めて検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） 費用対効果というところが一番町としてはやっぱり大きな課題かなとは思いますが、今デモ期間とあって、お試し期間という形で、登録するのに5万円、あとはプラン

が2つありまして、ベーシックプランとライトプランというのがあって、ベーシックプランだと初期費用が5万円、レンタル料はゼロ円、検査はその検査した回数によって1回1,500円、ライトプランだと初期費用が5万円、レンタルが月2万3,000円になると検査利用は無料で幾らでも検査できるというところなのです。ライトプランのほうは、初回契約期間は6か月、6か月を過ぎて契約を続けたいとなる場合は1年ごとの自動更新という形になっていて、そんなにすごく、どうしようというほどの、1台入れて、使い方としては健診なんかに使えたらいいねとか、あとサロンにこういうのがあったらいいねとか、血圧を測るような感じで気軽にできるという、そういった町民のご意見も伺っているところです。本当にぜひぜひこれを入れてほしいとかそういった、皆さんやっぱり前向きな、やっぱり日常的に不安を抱えている方が多いので、前向きなご意見がすごく多いところです。有識者の意見を聞きながらということもありますので、先進自治体も1か所紹介されている部分もありますので、その辺に関してはまだ連絡等は取ってはいないところですよね。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） お答えいたします。

静岡市のほうで先進的に使っているという情報をつかんでおりますが、特にそこに対してアプローチというのは現段階では行ってはおりません。なお、今回特定のメーカーのものの話になりますので、果たしてそのメーカーの製品だけでいいのか、あるいは、繰り返しになりますが、こういった形で活用するのか、そういった点については十分調査研究が必要だと思っておりますので、その点を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 小島議員。

○7番（小島裕子君） 静岡市、1自治体のみですけれども、またここも導入してまだ期間が2年弱くらいの形なので、成果としてまだ目に見えた形ではないのですけれども、町としても町民の方すごくこういったものを導入していただけるのにかかなり前向きに取り組んでいますので、しっかりと調査していただきたいと思っております。

では、最後ですけれども、よろしく申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 小島議員、最後質問の形式でお願いします。もう一度質問をお願いします。

○7番（小島裕子君） 失礼しました。しっかりと調査のほう進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） しっかりと調査研究させていただきます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） これで小島裕子君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（大竹 惣君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会いたします。

延 会 （午後 2時24分）

定例会 6 月 会 議

(第 3 号)

# 令和6年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第3号

令和6年6月7日（金）午前10時00分開議

## 第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	小柴葉月君	10番	堤信也君
3番	荒川佳一君	11番	鈴木繁明君
4番	山内豪君	13番	横山義博君
5番	長嶺一也君	14番	根本剛君
6番	村松尚君	15番	根本謙一君
7番	小島裕子君	16番	大竹惣君
8番	星次君		

○欠席議員（1名）

12番 横山知世志君

---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子吉弘君
会計管理者	児島隆昌君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課主幹	福田富美代君
産業振興課長	鵜川晃君
建設水道課長	加藤藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	大竹淳志君
生涯学習課長	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

---

○事務局職員出席者

事務局長 川田佑子君

事務局長 事務次長 事務総長 君 達 本 関

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(大竹 惣君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○一般質問

○議長(大竹 惣君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第5号、15番、根本謙一君。

[15番(根本謙一君)登壇]

○15番(根本謙一君) それでは、私の通告してあります一般質問、これから始めさせていただきます。

まず、大きな1番目でございます。旧本郷第一小学校跡地利活用整備計画等についてです。旧本郷一小跡地利用の実施計画は、令和6年2月に策定されました。令和5年4月策定の基本計画に基づき町民ワークショップを6回開催。県立会津西陵高校生や跡地を利用する方々との意見交換会に加え、実際に跡地を使いながら調査研究するための実証実験等を通して、跡地に備える機能や配置、管理運営方法についての方向性を整理するとしておりました。予定どおりの進捗だったのか、認識をまず伺いたいと思います。

さきの3月会議一般質問において、次に取り組む整備計画づくりの中で肝になるであろう管理運営体制の在り方、その核になるであろう人づくりについて提案しつつ、ただし、一定程度の考え方を答弁いただきました。そこで、今年度より所管課が総務課から建設水道課に移りました。しっかりと地域住民の思いも含めて引継ぎをされていると思いますが、改めて確認しておきたい以下のことについて、町長の所見を伺いたいと思います。

①、今後のスケジュールについてです。おおむね基本計画、基本設計と実施設計が1年から1年半で、工事着手は令和9年度からかと前年度2月の第6回ワークショップのときに聞いておりました。現時点での想定はいかにお考えなのか。また、その中で今年度はどのように進めていく考えなのか。

②、実施計画の中において述べております今後の検討課題についてです。1点目、管理運営体制の方針確立となっていることについて、どのように検討していく考えなのか。また、私が提案してきた町民参画と地域おこし協力隊の導入、採用は検討可能なのか。

2点目、各エリアにおける具体的な機能の決定とあるが、これまでのようにワークショップの中で検討、整理されていくと考えてよいのか。

3点目、多くの町民の関わりは大前提として、どのように参画意識を醸成していく考えなのか。

4点目、周辺敷地との連携も重要です。一定程度の整理はされてきておりますが、一体的利活用と安全確保の観点から熟慮が必要ではと思いますが、いかがでしょうか。

③、最後に財源確保の問題かと思えます。大規模な公園、サードプレイスづくりになりますことから、相当の費用が見込まれ、国等の補助メニューを精査されていると思えますが、どのように考えているのか。

次に、大きな2番目に参ります。高田地域まちなか賑わい創出実施計画策定についてであります。昨年7月14日に始まった高田地域まちなか賑わい創出協議会は、4回にわたるアンケート調査、2回のワークショップ開催を経て、本年3月18日の第5回の協議会において大まかな方針が決定されました。内容を見ますと、基本理念と思われる初めに、全世代居心地のいいサードプレイス、住んでいる人が生き生きと楽しんでいる、家庭や友人と思い出をつくるまちと述べております。そして、方針として、1、高田中心市街地については、コミュニティ形成、交流と商業観光振興、2、旧高田公民館跡地については、健康増進と商業観光振興です。加えて、必要なサブ機能を5点ほど整理されております。今年度は、この方針を踏まえてどのように具体的なランドデザイン、実施計画に整理していくのか問われていきます。そこで、次の3点について、町長の所見を伺います。

①、配付資料や会議録を読む限り、肝要と思われる町の成り立ち、歴史の掘り起こし、街なかの文化遺産、遺構などの学習があまりうかがえません。過般の関連一般質問答弁から、資料の提供をしつつ、町の歴史家活用を期待しておりましたが、方針を見る限りその反映は見受けられません。どのように認識されているのか。

②、町を俯瞰しての各拠点と拠点を結びながら、回遊性を仕掛けるランドデザインを描くべきではないかと改めて考えます。10年にも及ぶ実施計画をどのように描こうとしているのか。

③、協議会委員の構成は一見バランスがよいと思われるが、会議録を見ると、回を重ねるごとに出席率が落ちている。今年度の人選はどのように考えているのか。また、歴史家を含めた学識経験者、商工会、観光協会等の実質的な専門的知見活用が重要と考えます。どのように計画づくりに関わっていただけるのか。

次に、大きな3番目に参ります。新鶴地域振興基本構想策定についてであります。この基本構想策定の取組については、さきの3月会議一般質問において概要を伺いましたが、これから実質的な検討に入ることから、次の2点について、確認の意味で町長の所見を伺います。

①、このエリアを健康、スポーツ、観光の拠点として再構築すると述べられておりますが、その中で健康をどのような意味と内容を掲げているのか。

②、実に大きな地域振興基本構想策定ですから、検討会委員数と人選は肝要と考えます。何名によるのか、また各分野の有識者等とは具体的にどのような方々なのか伺いたいと思えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 15番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、旧本郷第一小学校跡地利活用整備計画等についてであります。前段のこれまでの進捗に対する認識につきましては、当初より予定していた町民ワークショップや実証実験を通じた参加者との意見交換等により、今後の方向性などが十分整理された利活用実施計画が策定できたものと考えており、予定どおりの進捗であったと考えております。

次に、1点目の今後のスケジュールの1つ目、現時点での想定につきましては、今年度は公園内に建設予定の建物の整備計画を策定し、令和7年度に公園の基本設計、令和8年度に公園の実施設計を行い、工事着手につきましては町で今後進める他の重点事業との均衡や優先順位を考慮し、今後の財政状況を踏まえ、計画的に実施したいと考えております。

1点目の2つ目、今年度の進め方につきましては、関係各課と連携を図り、また町民の方々とのワークショップを開催しながら、建物の規模や機能、設備を決定し、整備計画を策定してまいります。

2点目の今後の検討課題の1つ目、管理運営体制の方針確立につきましては、指定管理者制度の活用を想定しております。指定管理者の管理運営の中で、町民が運営方針等に継続して関わっていただける仕組みを検討してまいります。また、地域おこし協力隊の活用につきましては、指定管理者との関わり方などを検討した上で導入の有無を判断してまいります。

2点目の2つ目、各エリアにおける具体的な機能の決定につきましては、ワークショップにて跡地に仮設建物を設置したイベントや花壇作り、遊具作り等のイベントを実施し、多くの方に跡地を実際使っていただきながら、聴取した意見を基に具体的な機能の検討をしてまいります。

2点目の3つ目、多くの町民の関わりにつきましては、全体向けの説明会を実施し、今年度計画の説明やワークショップへの参加を呼びかけてまいります。また、ワークショップの中で維持管理やイベント運営に関わっていただき、楽しんでいただくことで参加意識の向上を図ってまいります。

2点目の4つ目、周辺敷地との連携につきましては、南側町有地の利活用を含め、観光駐車場周辺道路を一体的に整備することでおのおのの施設に独立性を持たせ、道路においては幅員の拡幅及び歩道の整備、観光駐車場においては区画の再配置を行い、自動車で通行する方と歩いて通行する方を分離することにより安全確保を図ってまいります。また、災害時においては、本公園に避難施設としての機能を備えることで、町民の方々により安心感を持っていただきたいと考えております。

3点目の財源の確保につきましては、都市公園整備に係る国の交付金を活用すべきではありますが、整備面積が規定以下であること、1人当たり都市公園面積が規定値を超えていることから、活用することができない状況となっております。今後は、整備する公園や建物の機能に応じ、防災機能の整備による防災関連交付金等を検討し、一般財源の縮減に努めてまいります。

次の高田地域まちなか賑わい創出実施計画策定についてであります。1点目の方針に歴史的視点が反映されていない点につきましては、昨年度策定した方針は、高田地域まちなか賑わい創出協議会の意見を取りまとめたものであります。将来のビジョンを描いていく上で、町の成り立ちや歴史をおろそかにはできないと認識しております。現代の六斎市でもあるマルシェなどを活用し、町の成り

立ちや歴史を将来へのビジョンに組み込んでいくことで、バランスの取れた空間づくりを目指してまいります。

2点目の回遊性を持たせた実施計画の描き方につきましては、これまでの意見や要望を反映させながら、10年後の将来を見据えた基本的な構想をまとめてまいります。住民満足度の向上を最終的な目的とし、この目的を実現していくために具体的に何が必要で、いつまでに達成するかということを明示した基本的な構想としてまいります。回遊性につきましては、現行では一つの案ですが、エリアごとに物産や観光、住民コミュニティなどですみ分けを行い、季節ごとにマルシェを開催し、街なかを歩くイベントとしてエリアをつなげていくことで回遊性を持たせたいと考えております。

3点目の協議会の人選と専門的知見の活用につきましては、10年という長いスパンを見越した構想になりますので、将来にわたってこのエリアに携わることができる地元の事業者や住民を中心とした人選を想定しております。また、構想を確実に推進していく上で、学術的視点、歴史的視点などの専門的な知見も必要だと考えております。引き続き、会津大学をはじめ、商工会、観光協会などの専門機関からの知見を取り入れてまいります。

次の新鶴地域振興基本構想策定についてであります。1点目の健康をどのような意味と内容で掲げているのかにつきましては、心身ともに良好な状態を健康と捉えており、ふれあいの森公園のグラウンドやテニスコート、体育館等を活用したスポーツやレクリエーション、温泉や宿泊施設を活用した癒やしと休憩、四季折々の新鮮な農産物等を活用した食体験などを組み合わせた内容を考えております。具体的に取り組む内容については、検討委員会の中で決定してまいります。

2点目の検討委員数と人選につきましては、人数は16名程度を想定しており、会津大学短期大学の教授をはじめ、スポーツ推進委員やスポーツ団体の代表者、観光協会、商工会、新鶴温泉、新鶴ワイナリーの代表者、地域おこし協力隊、地域住民代表者等を予定しております。また、検討委員会以外にもヒアリングやワークショップ、アンケート等を通して、様々な意見を幅広く聴取してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 丁寧な答弁をいただきました。しかし、さらにお尋ねしたいと思います。

まず、1番目の旧本郷第一小学校跡地の整備計画の件ですけれども、引継ぎはうまくいったという、ちゃんとされていますよというふうな今の答弁からはうかがえるのですけれども、デスクワークの中では実施計画、いわゆるハード面がまだまだ十分に整っていない中で取りまとめざるを得なかったような印象も受けていたのですけれども、そのことによってこの実施計画づくりに影響は、この期間の中で出てこないのか。あるいは、ばたばたとつくるものではないと思っていますので、それも含めてしっかり時間をかけて取り組んでいくという考え方なのか、まずそこを伺っておきたいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、根本議員の再質問にお答えいたします。

このたび組まれました実施計画を基に、整備計画におきましては十分な時間をかけ今後精査しながら、整備計画のほうの策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 財源の問題も後でなりますけれども、つまり実施計画で十分に詰めておかなければならなかったことが先送りになったというふうに私は印象として受けました。その点については、何ら懸念は抱かなくていいと、それは大丈夫ですよということで、それは早急にクリアできるものだというふうに受け止めていいのか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それにつきましては、十分な検証を整えた上で、今後計画を進めてまいりたいとは考えておりますので、懸念のほうは幾分かなくなるのかなというふうに認識しているところです。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それは理解いたしました。

それではまず、1点目、その後のスケジュールの件ですけれども、今ここで7年度、公園の基本設計、8年度に実施設計を行うというふうになっております。工事着手については明言されておりません。当然財政絡みもありますので、ここで軽々に言うことではないのかもしれませんが、目途としては9年度だろうというふうに伺っていた点については、今の時点では言うわけにはいかないということですか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今現在、重点プロジェクト計画では他においてもかなりの事業の計画がなされていることで、他事業と十分協議しながら、実施時期については検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 確かに後でなります、質問します新鶴振興の絡みもありますから、新しいものが軒並み出てきそうな状況の中ですから、それも一定程度理解はできますけれども、いわゆる財政計画もつくらないままにいくとは考えられない。それも、7年度までの長期財政計画しか今までできていません。当然細かい積み上げは進んでいると思いますけれども、そういう中で、この件がこれだけ、10年近くなかなか決められないで来てしまっている現実もあります。町民の目から見たら、いつまで何やっているのだというのは当然出てくるお声ですよ。それも踏まえれば、ある程度目

途はやはり示しておいたほうがいいのかと。後でたまたま町民説明会、説明の機会も設けるとい  
うことです。当然そこでも話が出てくると想像します。その点についてはどんなお考えでしょう。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） その点につきましても、今後とも他課の計画している重点事業と十  
分協議をしながら、現実的にいつ頃実施できるのかも検討してまいります。よろしくご理解のほどお  
願いたします。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 検討していくのは当然そうなのでしょうけれども、では工事着手はいつ頃  
になったら言えるようになりますか。そこまで言えますか。今年度中、基本設計を仕上げる頃にはめど  
が立つとか。もう少し突っ込んでできませんか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今現在なのですけれども、現実的に建物を込み込みにした状況で建設費用等はまだ算出していない  
ような状況なのです。それを踏まえて今後財政局とも十分協議しながら、今後の実際いつ頃できる  
のかということに明言してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いたします。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 堂々巡りしたくないので、では後に待ちたいと思います。

次に、2点目の今後の検討課題の中で、管理運営体制のことです。指定管理者制度の活用というふ  
うに想定している。私も方向性はこれでいいのかなというふうに思います。ただ、ここに町民がどれ  
だけ関わることができるか。私は、関わってもらふ必要があると思っていますのですけれども、新しい  
時代の公園づくりというのはまさにそっちの方向に行っている。どこの新しい公園づくりの運営体制  
を見ても、やはり住民が大きく関わっている、あるいは住民にお任せしている、委託しているとい  
うところまで進んできております。結局コミュニティ施設として十分に地域の人が自分たちの場所です  
よ、第三の場所ですよという使い方に方向性は大きく行っているのは間違いないと思います。そこで、  
これがいわゆる実施計画の中に出ている想定 of 体制図を見ますと、民間事業者とか、ちょっと懸念す  
るような文言が出てきております。ここまでもう来て、住民の意思もある程度高まってきている中  
で、一からその核になる人材をつくっていったほうがいいのかというふうに私は思うのです。将来的  
には町全体の公園管理運営もそこで担えるような体制が進捗していったら、これはこれですばらしい  
会津美里町独自の運営スタイルができていくのではないかなというふうにまで想定します。そのモデ  
ルはあります。それは、当然調べてみれば分かりますから、そういうことでその人材をどういうと  
ころからといった場合に、地域おこし協力隊の活用はできませんかというのは3月の会議で提案申し上

げました。その点では、答弁では指定管理者との関わり方などを検討した上でというふうな答弁です。これはどういう意味でしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

今現在、今後とも公園できた暁の管理運営体制につきましては、今のところ指定管理者制度を運用していきたいと考えているところです。運用する上では、今現在施設において指定管理者になっていたいただいているところも含め検討してまいります。

それで、町民の関わり方なのですけれども、町民の方々に関しては今後制度化等は必要になるのかなと考えているところなのですけれども、清掃、除草、花壇作り、あと町民の方々が主催するイベントなどに、自らの意思により公園の愛護活動の一環として参画していただければ幸いであるなというふうに考えているところです。

それと、地域おこし協力隊の方々につきましては採用されてからの期間が3か年という短い期間の中で、今後公園の整備の期間中には雇入れについてはそれほど効果がないものかなというふうに考えております。それで、今後公園が完成した暁には、公園を運営していく段階で他自治体と地域おこし協力隊の活用事例を参考にしながら、地域おこし協力隊の方の導入について検討をしてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 公園が出来上がってからのというのは、私は遅いと思っているのです。今からその準備着々としておくということでスムーズに進むのだろうと思います。出来上がった、さあ人をつくりましょう、地域おこし協力隊に入ってもらいましょうでは私は遅いと思っています。その前に人づくりの素地をつくっていくプロセスにするべきではないですかという提案です。私は、できてからでは遅いと思っているので、問いただしています。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 住民の方々につきましては、計画の段階から入っていただき関わりを持っていただけるようなことで考えております。

それと、地域おこし協力隊の方につきましては、先ほども申しましたが、採用期間が3か年という短い期間でございますので、計画期間中に採用した際、どうしても運用になった段階で期間が過ぎ去っており、なかなか効果があるのかなというのを見込めないということで、地域おこし協力隊も準備段階は進めますが、あくまでも運用してからの活用を考えているところです。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 確かに地域おこし協力隊は3年間でいろいろ取り組んでもらっている。4年

目以降は自立ですよ。ですから、自立になれば、その運営体制の核になり得る人材として活用していけるというイメージです。そこが課長にはちょっとご理解いただけていないのかなというふうに思いますけれども、ですからこの3年間で公園管理運営、当然樹木のことも詳しくなっていかななくてはなりませんし、いろんな知識も持っていかなくてはならない。技術のスキルも上げていかなくてはならない。それを一定程度その基礎を3年間で作り上げてもらって、実際に指定管理者の組織の中の核になる人材としてその方が活動していくという、そういうスタイルに行けませんかということです。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今現在町で想定したのは、あくまでも3か年採用できる地域おこし協力隊として活用を考えておりましたので、その後、地域おこし協力隊の期間が完了した後のことは想定しておりませんので、今後ともそのことにつきましては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） 補足して申し上げたいと思います。

今課長が申し上げたように、地域おこし協力隊の任期というのは3年です。それに向けて最初からそういう募集の仕方をして、採用を例えばしたという形になります。ところが、3年過ぎた後のその方の生活とか、それで生活できるのかとかあった場合に、その先の保証はありません。ですので、これはなかなか難しいところなので、その辺も含めて検討してまいりたいということでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 今の町長の話も理解できる所です。ただし、募集するときには目的はこれですよ、ここでしっかり取り組んでいただいて、スキル上げていただいて、勉強していただいて、地元根づいていただくというのがそもそもの地域おこし協力隊の趣旨でしょう。その後の保証も何も、それはある意味自己責任の中で手を挙げてくるわけですので、私はそこは100%確実にということは言えない。そういう中でも、この仕組みの趣旨からしても、それは当然、そんなにそれ心配したからといって、できてからそれ取り入れるかといったら、その分勉強する期間が延びてしまうわけです。そしたら、民間に頼むしかない。公設公営というわけにもいかないでしょうから。そうすると、初めの趣旨、今まで培ってきたいろんな地域住民の意識の醸成とか含めて、そこに関わる形が全く異質なものになっていくという、私はそこを恐れています。ただ公園できたらいいでしょうという話ではないというふうに思いますので、それだけ申し上げておきたいと思います。検討するというので、いろいろ勉強していただいて、お願いしたいと思います。

次に参ります。具体的な機能の決定です。ワークショップの中で詰めていくということですので、推移を見守りたいと思いますけれども、ただどこにでもあるようなものをつくっても私はいけないと

思います。この節、皆さん知っている、若松でも相当の子育て支援施設ができます。喜多方にはあれだけ近隣から人を集めるだけの施設を整備したということもありますから、その辺のところ基本的な考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 今ほどの件だったのですけれども、町民の方々には各ゾーニングされたエリアに建物等を設置するなど、実際に使っていただいた上での意見等を取りまとめた上で、各エリアの特色を生かした高さ、形状、配置を検討してまいりたいということでもあります。それであと、公園に関しましては、今ほど申されましたように、今現在喜多方市でもって造られております。会津若松市でもって今後造られるということで、会津美里町においては今考えているのは他の施設においてどこにもないような施設、1つでもいいので、それを造って、目玉としてご来園していただければ幸いですというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そこはしっかり押さえておいたほうがいいなと思っております。

次に参ります。次に、3つ目の多くの町民の関わり方ですけれども、町民の説明会を実施するというふうになっておりますので、ぜひこれをまず丁寧に説明して理解を十分得た上で、さらにワークショップ等に関わっていただけるように、ここは特段の努力が要るなというふうに思いますけれども、再度認識を伺います。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

今計画していることに関しまして、十分に町民の方に知らしめることをしました上で、ワークショップのほうで十分また関わりをいただいた上で、今後すばらしいものを建設していきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それで、ある住民の方から、特に近隣地区の方々、行政区の区長さんを先頭にさせていただいて、いろんなイベントのみならず、関わり方を積極的に仕掛けていかれたらいいのではないかと。当然そのことによって関心のある人だけ集まって、わあわあ、わあわあやっているような姿を私は望ましいとは思っていません。一人でも多くの方々に、老若男女、いろんな機会に関わっていただいて、自分たちでつくり上げていっているというそのプロセスを大事にして取り組んでいくべきだというふうに思います。その点について認識を共有できればすばらしいと思っていますので、お願いします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

この住民の関わり方につきましては、今後とも自治区長を通した関係、それとあと本郷学園等に周知いたしまして、皆様に関わっていただくようなことで今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） しっかり取り組んでいただきたい。

次に参ります。周辺敷地との連携ですけれども、私の想定以上のことを当局としては考えているのだなということで評価したいと思えますけれども、観光駐車場も含めて一体的に整備ということですから、想像するに今の姿は多少変わっていくということで受け止めておきたいと思えます。それにもまして安全確保が一番大事だと思いますので、この点については災害時の避難施設の場所としても十分に活用していかなければならないところですので、しっかり取り組んでいただくということで受け止めておきたいと。

次に、3点目の大事な財源の確保ですけれども、私も私なりにネットで調べました。私の知識ではなかなか納得できるようなものに当たりませんが、当局としてもご苦労されていることは話を伺っています。ほかの事業との絡みもありますので、この財源の捻出は相当頭が痛いでしょう。現時点での考え方は伺いましたけれども、これだけでいいのかなというふうにも思うところあります。そのほかにも可能性としてあるのかどうか、お願いします。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

やはり今現在、国土交通省の都市公園整備交付金を活用できないことが一番頭を痛くしているところでございます。今現在のところなのですけれども、避難所としての防災機能を備えることで防災関連の交付金を活用できれば、一つはそれで考えているところなのですけれども、今後子育て関係やら、あと建物各施設において国土交通省の都市再生整備交付金等も活用できた上で今後建設等していければいいのかななんてことで、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 私も都市再生整備計画、まちづくり交付金ですね、これを調べました。これは、可能性があるということの説明だというふうに思って受け止めておきます。推移を見守りたいと思います。

では、次の大きな2点目の高田地域まちなか賑わい創出実施計画策定について伺います。まず、1点目ですけれども、この計画見ますと、会議録見ても、なかなかまとめ方、これ大変だなというふうに印象を持っております。ここの中から、これを基に踏まえて実施計画づくりに入っていくとしても、いわゆるこの1年で仕上げるということですので、相当きついなというふうに思います。この後に

専門的知見の活用もありますから、今までのようなああいう協議会の中の議論だけでは、私はなかなか厳しいかなというふうに思っているのですけれども、そのところはどのように踏まえていますでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 答弁、産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの今後1年間でどのように計画を仕上げていくのかというご質問に対してお答えをいたしたいと考えております。

高田地域まちなか賑わい創出協議会につきましては、今後も継続して、続けて開催をしていきたいと考えております。そこに専門家等の意見、これにつきましては町内に歴史家であったり、専門家がいらっしゃいますので、そちらのほうのご意見を事前に聴取するなどしまして、その意見を協議会のほうに盛り込んだ形で検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 事前に伺ってというのは、当然今までの1年間の協議会の中身でどういう議論されていったか資料があるわけですよ。それを踏まえてということですので、そんな読んでぱつといいアイデアが出る、あるいはまとめ方ができると私は想定しにくいのです。これ会議ごとにしっかりその議論に入ってもらうスタンスで関わってもらう必要があると思うのですが、そこはどのようなふうになりますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの協議会のほうにも入っていただいて議論を進めるべきということでございますので、そちらにつきましては事前に情報を収集しながら、それを専門家の方も入っていただいた上でアドバイス、助言なんかをいただきながら、協議会も開催してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） ということは、委員の方々はそんなに替わらないということで、専門家の方々はアドバイザー的な関わりで今までと同じように、いわゆる5年度と同じような関わり方で考えているわけですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 専門家の方につきましては、アドバイスをいただきたいというふうに考えてございまして、現在この協議会の、3点目のほうの協議会の人選ということにもつながってくるかと思いますが、協議会につきましては実際プレーヤーが必要と今後考えてございますので、地元の事業者や住民を中心とした人選を想定してございますので、そこに専門家、専門的知見からアドバイスをいただくのがよろしいのかなというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 私はそれでは住民が、語弊ありますけれども、育っていかないと思うのです。

住民と一緒にあって、こういうことやりますよ、これはこういうふうにと考えたらいかがでしょうかとか、前段でしっかり絡んでもらう議論をする必要があると思います、町の歴史家も含めて。歴史性が一切反映されていると思えないのです。これからだって言うならそれでも推移を見守りますけれども、そこは少し考えられたほうがいいのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 議員おただしのよう、現在の方針内容につきましては、歴史的視点が反映されていないということのご指摘だと思います。こちらにつきましては、やはり専門家、歴史家等の意見を十分に取り入れながら、協議会においてもんで計画を策定する必要があるという認識でございます。その点につきましては、今後会議の推移を見守っていただければというふうを考えております。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） では、推移を見守ります。

あと、商工会、観光協会、十分に関わっていただけるように再度要請してください。委員にやっばりなっていたかかないとまずいです。会員の方が委員になっているからいいだろうという話ではないですよ。そこもしっかり踏まえていただきたいな。

次、新鶴地域のほうに参ります。健康ですから、答弁書を見ますと、今までデスクワークでやってきたイメージ以上の答弁がされておりますので、これを踏まえてやっていただければいいのかなと思いますけれども、ただこの前の商工会の総代会での町長の講話ありましたね。あのときの資料を見ますと、7年度に運動場着手を目指すというふうに、改修目指すと。ということは、1年でそこまで具体的に整理されていくという想定の中でこれが出されたような、そこを確認したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

新鶴地域の全体の観光はこれから煮詰めていく話ですけども、競技場に関しては地盤ができていますので、まずそこを先行して、財源の許す限りということにはなりますけれども、そこから先行していきたいということでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） そうしますと、7年着手というのは、目指すというのは、これは工事着手という意味ではないということでもいいですね。確認したいと思います。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをいたします。

財源もありますので、できる限りの中で、グラウンドに関してはできるところから着手したいという考えであります。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） もう一度、町長お願いします。

○町長（杉山純一君） ですので、今年ちょっと計画して、7年度にグラウンドに関しては着手できることがあるかと思えますので、その辺からまずは取りかかるということです。それで、それをやって、それとともに全体的な構想も練っていくという形で、ですから全体のものではなくて、グラウンドに関して、新鶴のふれあいの森公園の中のグラウンドに関しては7年度、その部分に関しては着工をしたいということでありませう。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） では、私の受け止め方を申します。ということは、グラウンドはやっぱりそじているところが相当あると。だから、グラウンドだけでも早めに修繕できるところは修繕して使い勝手をよくしたいと。ただし、同時進行的に全体の構想をつくっていくのですよというのが6年度、1年間は想定しているでしょうけれども、そういうことでよろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） そのとおりでございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） ただ、先ほどから度々出ていますように財源問題が今後本当に大きな問題になります。8年度からの長期財政計画づくり、当然素案的なものが着々と整いつつあるのかなというふうには思いますけれども、その絡みもありますので、大きな構想はいいですよ、大きな構想は。年度まで明らかにするというのは限界もありますから、それはいいのですけれども、ただ町民と共有できるグラウンドデザインはやっぱりしっかりつくる必要があると思います、地域、地域で。そこはしっかり踏まえていていただきたいな。そのためにも地域の方に十分に関わってもらふ必要があるということで、この健康、スポーツ、観光、これが個別最適化ではなく、前回も言いましたけれども、全体最適化の構想がないとやはり片落ちして、あれができた、これができたからよかったねだけで進むおそれがある。私は、それが一番避けていただきたいなというふうに思いますけれども、そこは認識共有していただけますか。

○議長（大竹 惣君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

根本議員おっしゃるとおり、これかなりの財源も関わってくることでございませうから、そういった地域の方にもしっかり入っていただきながら、やっぱり観光も含めて、健康も含めてできるような構想づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 大体の懸念事項あるいは質問は終わりたいと思いますけれども、最後にいわゆるメンタルヘルスツーリズム、このことについての基本的な認識は何っておく必要があるなというふうに思います。提案してきたメンタルヘルスツーリズム、それこそ新鶴地域に一番ふさわしい取組

の一つであろうというふうに思いますので。

○議長（大竹 惣君） 答弁、政策財政課長、渡部雄二君。

○政策財政課長（渡部雄二君） それでは、お答えいたします。

メンタルヘルスツーリズムにつきましては、3月の一般質問におきまして、検討につきましてはその可能性も探っていくということでお答えをしているところでございます。このメンタルヘルスツーリズムにつきましては、やはり新鶴地域の地域性にも合った非常に有効な観光手段の一つというふうに捉えております。ですので、この新鶴地域の基本構想策定の中で、その可能性について改めて検討してまいりたいというふうには思っております。今回議員のほうからもご指摘ありましたけれども、検討委員会の中でそういった専門の方がいないではないかというようなご指摘でございますが、必要に応じてそういった専門の方々にアドバイスをいただくなどして、可能性について調査をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時54分）

---

再 開 （午前11時10分）

○議長（大竹 惣君） 再開します。

次に、通告第6号、8番、星次君。

〔8番（星 次君）登壇〕

○8番（星 次君） 通告する前に3か所文字の訂正をお願いしたいと思います。2点目のJR只見線のさらなる観光誘客とDCキャンペーンというふうになっていますが、この「DC」を「デステイネーション」というふうに訂正をお願いしたいと思います。これが質問事項と質問の要旨の中に2か所ございます。なお、3点目の旧会津美里町公民館跡地の利活用についての質問要旨の中で高田地域まちなか創出とありますが、ここに「賑わい」というふうに入れていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。1点目、農業用排水路及び生活用水路の管理についてであります。農業基盤整備事業で造られた大排水路が工事完了後は県より会津宮川土地改良区に移管されました。この水路は、吉田地区から杉屋地区までの区間で水路内に立ち木や土砂が堆積しているために、そこへごみや枯れ枝がたまります。流れが悪くなっております。土地改良区には再三撤去するように要請は行っておりますが、解決には至っていないために、雨が降るたびに心配で、

住民は不安です。二次災害が起きないように、防災の観点から町としての対策はどのように考えているのか見解を伺います。

また、生活用水路については、高田地区の通称御正川の維持管理状況はどのように対応しているのか。水路に金網がかかっている状態で容易に開けることは不可能です。この水路に草が生い茂り、環境によくありません。定期的に管理していると思われそうですが、除草や土砂上げの現状認識と、今後どのようにするのか併せて伺います。

2点目、JR只見線のさらなる観光誘客とデスティネーションキャンペーンの本町の取組についてであります。JR只見線が全線再開通して、乗車率が予想された人数より増加しています。その中で、沿線自治体を訪れる観光客は2割以上増加しております。しかしながら、まだまだ本町の4つの駅に降りる観光客は少ないと考えますが、デスティネーションキャンペーンもあることから、現状認識と環境整備も含めた誘客方策と利活用促進の考えを伺います。

3点目、旧会津美里町公民館跡地の利活用についてであります。高田地域まちなか賑わい創出協議会で十分な審議が検討されていると推察しますが、再度跡地の考え方について伺います。この場所は、商店街の活性化に重要なところでもあります。人が集い、にぎわいを醸し出す施設として考えなければなりません。そのために物産販売を兼ねた歴史ミュージアム、博物館の建設が必要と考えますが、見解を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 8番、星議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、農業用排水路及び生活用水路の管理についてであります。1点目の大排水路内の立木や土砂堆積への対策につきましては、水の流れを阻害し、豪雨時には隣接する町道や農地への浸水被害も想定されることから、農業用施設の適切な維持管理について管理者に要請するとともに、対応可能な補助事業の活用など支援に努めてまいります。

2点目の通称御正川の維持管理につきましては、生活排水による農業用水への影響を防ぐため、水質障害対策事業により平成2年から平成9年にかけて整備した水路であり、転落防止対策として金網を設置したものであります。そのため、地区住民や農業者が実施してきた草刈りや泥上げなどの維持管理が困難な状況となったため、現在は町が事業者へ清掃を委託して維持管理を行っております。今後につきましても、年次計画により維持管理に取り組んでまいります。

次のJR只見線のさらなる観光誘客とデスティネーションキャンペーンの本町の取組についてであります。町内の四季折々の絶景を只見線と一緒に撮影できる只見線絶景撮影スポットを前面に押し出して誘客につなげてまいります。只見線に造詣の深い方を講師として招き、撮影スポットや絶景の季節や時間帯を把握しましたので、観光協会のホームページ上で情報発信を強化してまいります。あわせて、フォトコンテストを継続し、絶景写真を発信していただくことで、只見線の利用者と本町の

ファンを増やしてまいります。また、令和7年度から展開されるデスティネーションキャンペーンにおいては、広域的な取組である極上の会津プロジェクトや霊地観光協議会と連携をし、日本最大級の山城である向羽黒山城跡や伊佐須美神社などを巡回するツアーなどを構築し、町内への誘客を図ってまいります。

次の旧会津美里町公民館跡地の利活用についてであります。物販の拠点や歴史ミュージアムにもぎわいを醸成していくために有効な方法の一つであると考えております。高田地域まちなか賑わい創出協議会の方針において、住民のコミュニティの場やサードプレイスとして必要性が上位を占めておりますが、物販拠点の必要性も認めており、アンケートやワークショップでも天海大僧正を観光資源として活用することも提案されています。公民館跡地は、市街地の中にあつてまとまった広さを有しますので、イベントなどで人が集まることも想定しながら、高田地域まちなか賑わい創出協議会において慎重に審議をしております。

私からは以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 一定程度町長から答弁していただきました。再質問をしたいと思います。

大排水路の改修は、土砂や立木の撤去は単年度では完了しないというふうに認識しておりますので、年次計画でこれらを解消することが必要と思いますが、そこで伺います。年次計画を立てた場合、何年くらいを想定するのか。また、水路の補修も併せて行う必要がありますので、それも併せて行うことが必要と考えますが、それらについても伺いたしたいと思います。なお、事前に担当課のほうで現地を確認しているということですので、それらについて把握している部分もあると思いますので、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 答弁、産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまご質問ありました大排水路の改修に伴う年次計画でございますが、大排水路につきましては土地改良区で保管する施設でございます。現段階では土地改良区のほうで検討しているということですので、具体的な年次計画については現在のところ聞き及んでおりません。したがって、今後何年かかるのか、どのくらい費用がかかるのかという部分を含めまして、後ほど確認をさせていただきたいと考えてございます。

あと、現地確認の件でございますが、町のほうで現地のほうを確認をさせていただいております。杉屋橋近辺につきましては、堆積土砂がかなり確認をされておりまして、こちらについてはしゅんせつの必要があるのかなというふうに確認をしております。さらに、赤沢川の下流部、直線部分ではございますが、あそこの合流点付近までの間の直線の部分でございますが、あそこにつきましては柵渠工がございまして、雑木の繁茂により押されているという部分も確認できましたので、そちらについても一部改修並びに維持管理も必要なのかなという把握はしてございますが、先ほど1点目で申し上げましたように、あくまでも土地改良区の施設ということですので、町のほうとしましては、

町長答弁にもありましたように、補助事業等々を活用しながら、年次計画で改修は進めていただくということを念頭に土地改良区と相談をしてみたいというふうを考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、町は管理は土地改良区というふうになっているということでございます。管理は私もそのようなことだと思いますが、答弁書では対応可能な補助事業の活用というふうに答弁されておりますが、この補助事業、町単独の補助事業なのか、国、県の補助事業を利用させていただくのか、その辺の考え方をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 2つほど補助金につきましては想定してございます。1つは多面的機能支払交付金事業、こちらを使うものでございまして、土地改良区で活用する場合については広域連携ということで、1集落という単位ではなくて広域的に取り組む必要がございます。2点目、こちらにつきましては、今年度も予算化してございますけれども、町単独の土地改良事業補助ということで、こちらについては今年度も予算化はしてございます。今後も予算化をする予定でございまして、そちらの活用についても検討していただきたいというふうを考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 2つほど国の補助絡みの多面的機能というふうなことでありますが、これについては広域的ということでもあります。これについて、土地改良区としては可能ではないのではないかとこのように考えられますが、単独で地区も含めた、そういうふうなことでできることなのか、それをどのような、目的があると思うのです、多面的機能をやるには。舗装をやったりとか水路の改修とか。構成員も必ず出てきますから、土地改良区だと地権者という、受益者というか、それも出てくるので、可能と考えていますか、課長。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 今回の改修についてご提案いただいた際に、土地改良区のほう協議をしております。この部分につきましては、土地改良区としてはなかなか事務的にも構成的にも大変だという認識はございます。しかしながら、補助率的には非常によいものということで土地改良区とも認識しておりますので、こちらについてはどのような形ということが可能かどうか、これについては今後土地改良区とも併せて検討してみたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それでしょうね。検討させていただくということで、もう土地改良区に投げているのです、町は。やっぱりそうでなくて、後の部分で言った、2点目の町の単独補助の中に土地改良事業やったときはこうだというふうな補助金要綱をつくってやっぱりやるべきだと思うのですが、その辺の考え方はどうですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 2点目の町単独土地改良事業につきましては、今の補修の部分についても適用できております。なので、この補助事業についても活用をお願いしているところでございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 分かりました。

それでは次に、御正川の部分でございますが、今までですと町が主導で行政区にお願いして、2年に1回程度やった経過が私も確認はしておりますが、これ町長答弁見ると、今は町が全部業務委託してやっているということではありますが、まだまだ全水路、御正川の水路、なっていない部分があるのです。私も確認してきましたが、もう網から草が出ているのです。それで、ここでは年次計画により維持管理を行いますというふうになっております。年次計画で1年間にどのぐらいのスパンで考えているですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今までの実績を申し上げますと、大体平均で100メートルほど、1年間で両側100メートルほどを実施してございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 100メートルでは行政区の1区から、1区と云って広いです。1つの自治区でも100メートルぐらいでは改修というふうなことにはなっていないと思うのです。予算もあると思うのですが、その辺は100メートルでなくて、せめて500メートルぐらいにしていかなないと本当に苦情出ますよ、これは。上流からやってくると思うのですが、下流のほうはいつやるのだというふうになってしまうので、やっぱりこれもいろいろ本当大変だと思うのですが、予算100メートルぐらいでは、本当にどこやったか分からないような状態で町は放置しているというふうに、理解され難いので、その辺はよく考えていってほしいなというふうに思います。

次に、2点目に入りたいと思います。JR只見線についてであります。この町長答弁によりますと、只見線の絶景撮影スポットとか、そういうふうに発信するというふうなことでありますが、これで4つの駅に降りる要素ありますか。私も町の観光名所ということでホームページ見ましたが、観光スポットということで情報発信して、私は降りないのではないかなと思うのです。もう少し目玉というか、何でかんで例えば高田駅に降りてこれだけは見ていきたいというふうなことをやって、4つの駅をそれこそ回るといふか、回遊するといふか、そういうふうな仕掛けをつくっていくのがやっぱり観光客として魅力あるのではないかなと思うので、その辺はどのような考えですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおただしでございませう。

絶景スポットにつきましては、基本的に中田観音、さらには法用寺周辺の水田を活用したスポットであろう。あと、蓋沼公園からの美里町を見下ろす絶景スポットもございませう。そういう部分をPR

しながら、新鶴地域にある駅2つと、あと高田駅の活用なんかも考えてございます。そのほかに、高田地域であれば伊佐須美神社であったり、本郷地域であれば向羽黒山城跡ということもございます。そちらについて、2次交通を考慮した周遊、回遊という部分が必要と認識してございます。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 具体的にただいま課長から答弁いただきましたが、やっぱりこれ情報発信ばかりでなくて、JR只見線、奥会津4町村なんかは直接JRに行っちゃってちゃんとやっているのです。やっぱりこれをやることによって会津美里町の負担金も減るのです、乗客が増えれば。そういうことも勘案していただかないとまずいなというふうに思います。ここででなくて出かけていくと、そして仕掛けをつくっていくというのがやっぱり必要であると思いますので、こういうふうな奥会津4町村と連携しながら、やっぱり博士山のトンネルもできたことだし、昭和村、それから金山、三島、やっぱりそういうふうに連携を図ることが必要ではないかなというふうに感じるの、その辺の課長としての考え方をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） 先ほど、関係市町村と連携を図るべきだというご意見だと思いますが、私につきましても町長答弁にありました極上の会津プロジェクト、あと霊地観光協議会の幹事ということになってございます。そういう機会に関係市町村と担当課長と連携することが可能というふうに認識してございますので、多様な機会を捉まえて意見の交換、取組の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、新聞報道によると、只見線の波及効果、再開通して約6億1,000万です、只見線。乗客が乗って、そこで飲食等、宿泊等をやった。この部分を会津美里も4つの駅で降りて、そして物産、それからお土産を買っていくというふうなやっぱり仕掛け、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。そういうふうな仕掛けを専門的な方にやっぱりちょっと依頼してみるというのも一つの方策ではないかなと思います。その辺もひとつよろしく考えていただきたいと思ひます。

それから、2026年にはデスティネーションキャンペーンが福島県で開催されることに決定しました。福島県で開催されるのは今回で5回目ということで、大いに期待をするところであります。なお、このデスティネーションの期間というのは、私も経験ありますが、3か月なのです、そのキャンペーン期間というのは。集中して観光客を県内外、国外から呼ぶということでございますので、この4月から6月までの仕掛けづくり、やっぱりうちのほうは本当にこれもちょうどいい時期だなと思ひます。桜があったり、アヤメがあったり、4月から6月まで。そういうふうにしてやっぱり考えていってほしいなというふうに思ひます。うちのほうの美里には会津五桜のうちの3つあるのです。有名な桜が3か所あるので、やっぱりこれらを、1回で3つの桜を回るといふのは、開花時期が違うので、でき

ませんけれども、また来ていただくというふうな仕掛けもつくってやるべきだなというふうに思いますので、その辺の考え方をお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいま議員のおっしゃるとおり、誘客につきましては繰り返し使っていただくということが重要かと存じます。このため、先ほどありました専門家の意見なんかもいただきながら、どのようなデスティネーションキャンペーンと連携した取組ができるか。さらには、キャンペーンという短い期間でございますので、それ以外の期間についても4つの駅を活用した取組ができるか研究してまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） それで、1つ提案したいなというふうに思いますが、やっぱりこれを会津美里として成功させるには、DCをやった経験者をコーディネーターとして委嘱して、その知恵をもらうというのも一つの方法でありますので、私は、現在会津鉄道の代表取締役社長の鈴木重敏さんというのは元JRの職員で、小牛田の駅長をやって、宮城県でDCやったときの先駆者なのです。この方のおかげで美里町も宮城県の美里町と仲を取りまとめてもらって友好都市になったというふうな経緯もございますので、この方は美里町十分知っている方なので、やっぱりこういう方も利用したほうがいいのではないかなというふうに思っておりますが、なおこれは提案ですので、答弁は要りませんが、そういうふうに専門家、やっぱりそういうふうな経験を生かした方を、いかにして美里を創出してもらって、つなげて、そして来ていただくというのがいいのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、3月の会議で観光誘客事業について私質問しましたが、そのときに町は課題、問題点、きちんと把握しております。そういうふうな把握していながらそれを実行に移れないというか、実行しないというふうなことをやっぱり予算を取ってきちんとやるべきだと思うのです。食べるところが少ない、休むところがないというように町は把握しているのです。だから、そこの仕掛けを、町が考えている観光地というか、観光の場所というか、そこにやっぱりベンチを配置するとかいろいろ、あとはそこにちょっとお茶を飲んでもらうような、そういう仕組みをつくるとか、そういうふうなことをやっぱり見えない部分でやってあげるというのが観光客としてはうれしいのではないかなというふうに考えますが、その辺の課長の考えをお願いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいま議員のおただしであります観光客に優しいまちづくりという部分だと思います。この部分につきましては必要な仕掛け、例えばパンフレットコーナーの仕掛けであったり、観光客が休めるようなベンチというような設置という部分につきましては十分検討してまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番(星 次君) それで、町長の答弁によりますと、デスティネーションキャンペーンには向羽黒山城跡や伊佐須美神社ということで答弁されておりますが、先ほどの課長のJR只見線の観光客を増やすには、もっと違った視点で考えていらっしゃるって、法用寺とか中田観音、蓋沼森林公園というふうなことで答弁ありましたが、やはり3地域が潤いあるようなことにしたいというふうに町は3月の一般質問の答弁で言うておりますので、やっぱり3地域を網羅したような、そういうふうを考えてほしいなというふうに思っておりますので、美里にはそういう観光となり得る素質が十分あります。歴史と文化の町というふうなキャッチフレーズですから、それらを再度やっぱりブラッシュアップして、それを再度構築して、もっと表面に出してやるというのがいいのではないかというふうに思っておりますので、その辺でひとつ課長の考え。

○議長(大竹 惣君) 産業振興課長。

○産業振興課長(鵜川 晃君) 議員おっしゃるとおりだと思います。3地域全てにおいていろいろな、多様な観光スポット、観光資源ございます。そちらにつきましては、前面に押し出した形で観光客の誘客について努めてまいりたいと考えてございます。

○議長(大竹 惣君) 星議員。

○8番(星 次君) それと、DCには県としては復興を前面に出して、今の現状、復興した現状を見てもらうのが一番ということで、そのDCはいい機会だというふうに捉えているのですが、その中で国内外の観光客に福島県の酒ということで、それからアートを楽しむ滞在型の観光ということをやりたいのだというふうに言うておりますので、うちのほうには町として3つの蔵元がありますので、そういう酒をやっぱり先ほど言ったのとプラスして、そういう考えも一つこのDCの中で会津美里として取り組むことがいいのではないかというふうに思っておりますので、その辺どうでしょうか。

○議長(大竹 惣君) 産業振興課長。

○産業振興課長(鵜川 晃君) 確かにデスティネーションキャンペーンにおいてそのような取組があるということで存じておりますので、その部分につきましてはどのようなことが可能なのか、その点については協議をしながら進めてまいりたいと考えております。令和7年度ということで、プレから始まるということで3か年計画されておりますので、そちらについても適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長(大竹 惣君) 星議員。

○8番(星 次君) それでは、3点目に移りたいと思います。町長の答弁で大まかに理解は、分かったのですが、この中で町の考えがある中で、最後に、想定しながら高田地域まちなか賑わい創出協議会において、やっぱり慎重にでなくて、町の考えを打ち出して、町はこういうふうにやりたいのだということも協議会の委員の方にもやっぱり理解してもらうのも必要であるというふうに私は考えているのです。やっぱり物販、販売して、そこで休んで、そして高田地域だと天海大僧正、それから

日本三田植の御田植祭、これも国の指定になりました。そういうふうによつぱり今はいろんなモニターとか何かで、休みながら見て、理解してもらって町なかで散策するというふうなことがどの町村でも行っておりますので、そういう物産販売と、そこで休んでゆっくりしながら、そして町の歴史に触れて、そしてその場所に行くというふうな仕掛けをつくっていくのがいいのではないかとこのように思っておりますので、ぜひとも天海大僧正等を絡めた、御田植祭も絡めた、やっぱりそういうふうな目を見て、そして触れてというふうなことをやればいいと思いますので、私の考え方が、今までの経験からしても、そういうふうに関客がいい町に来たなというふうに関客づけられるようなことをしてほしいなというふうに思っております。ただ、考え方、これから協議会のほうにどんなふうにして、慎重にとっておりますが、どんなふうに関客していただく方法として考えているのか伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま議員おっしゃるとおりだと思います。公民館跡地につきましては、現在まで御田植や俵引き等での休憩所機能という部分も当然ございます。そういった機能、休息できる場所、これについてはお祭りを通じたコミュニティの場ということで形成を図っていた経過もございます。さらに、先ほどありましたように、ファーマーズマーケットやマルシェ等の考え方も方針としては打ち出しております。こちらにつきましては、先ほど答弁をさせていただきましたように、専門家並びに歴史家からのご意見もいただきながら、融合した形で計画を進めてまいりたいと考えておりますが、この部分につきましては、当然先ほど申し上げた協議会のほうの検討を待たなければならぬ。当然そちらのほうのご意見も吸い上げた上で計画、基本構想を策定する必要がありますので、そちらについては十分議員のご意見も踏まえながら進めてまいりたいというふうに関客しております。

○議長（大竹 惣君） 星議員。

○8番（星 次君） 以上で私の質問は終わります。

○議長（大竹 惣君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時50分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（大竹 惣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第7号、6番、村松尚君。

〔6番（村松 尚君）登壇〕

○6番（村松 尚君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

質問事項1、カーボンニュートラルの現状の認識と今後の考え方についてであります。会津美里町では、2月28日にゼロカーボン宣言を行いました。ゼロカーボンとカーボンニュートラルと呼び名は

様々ですが、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と植林や森林管理などでの吸収量を差引き実質ゼロとすることを2050年までに目指すものであります。温室効果ガスは様々なところで排出されていますが、すぐに思い浮かぶのは車の排気ガスと連想されがちです。しかし、農業分野での温室効果ガス排出量についても非常に多いことは、様々な媒体を通じて公表されています。農水省では、みどりの食料システム戦略などを通じ、農業従事者に対してカーボンニュートラルへの理解や、J-クレジットをはじめとした温室効果ガス削減に取り組むことで得られるクレジットを企業と売買することで売却益を新たな収入源の一助とする考え方などが紹介されています。ゼロカーボン宣言をするに当たり、当町の現状と2050年までの考え方について、次のことについて伺います。

1点目、当町において分野別で排出されている温室効果ガスの量はどの程度になっているのか伺います。

2点目、ゼロカーボンを達成するためには、基幹産業である農業分野の協力が必要不可欠と考えますが、町の考えを伺います。

3点目、温室効果ガスの削減には有機農業も大きな役割を果たすと考えますが、今年度オーガニックビレッジ構想の進捗状況と有機農業推進に向けてどのように取り組んでいくのか伺います。

4点目、温室効果ガスの吸収に森林活用がありますが、一定の成長を過ぎると吸収量が減少することからも、伐採や植林計画の見直しが必要と考えますが、町の考えを伺います。

質問事項2問目です。吹上総合運動場の施設についてであります。先日、吹上総合運動場、通称吹上グラウンドを利用する団体の方々にお話を伺う機会がありました。聞けば、ソフトボールの大会において、今年より2年間は全会津の大会が吹上グラウンドをメイン球場として開催されるとのことですが、周知のとおり、吹上グラウンドのトイレは老朽化しており、仮設トイレ及び吹上体育館のトイレを使用する形で現在は利用されています。しかし、子どもたちの大会では祖父母や幼いきょうだいなどが応援に来る機会も多く、5月の大会時には仮設トイレが満杯になり、高齢者が階段を利用して体育館のトイレに行くなど、トイレにまつわるトラブルが多かったとの内容でした。現在、二本柳運動場などについては整備されていますが、吹上グラウンドについてもトイレ整備を行うことで、ナイター設備を有したグラウンドであることから多くの利用者を見込めると考えますが、町の考えを伺います。

質問事項3問目です。向羽黒山城跡を活用した観光誘客についてであります。先日、観光協会が主催する向羽黒山城まつりシンポジウムに参加させていただきました。歴史系ユーチューバーや、やまがた愛の武将隊がパネリストとして参加されたことから、当日は多くの来場者で大盛況でありました。向羽黒山城跡の情報発信や周辺を早期に観光整備することで今回のシンポジウム開催が実を結び、観光客の増加につながり、町内の観光スポットや商店街でのお土産の購入などの経済効果につながると考えるが、現在までの向羽黒山城跡整備資料室整備や案内看板などから多くの課題を残したままであると考えられることから、以下のことについて伺います。

1点目、過去にも一般質問を行いました。資料室の解体方針は変わらないとのこと。新たな資料室整備については、当局と観光協会で話し合いをしていくと伺っていますが、観光客が向羽黒山城跡の歴史を知るための基礎知識を得る手段として資料室の役割は大切であり、場所の選定が急務と考えます。今年の全国山城サミットは島根県で開催され、次年度には当町で開催されるよう招致活動も行っていきたいと伺っています。サミットには町長も出席すると聞いており、当町開催に期待が持てることから、この問題は早期に決着し、早急な整備方針を示すことが必要と考えますが、町の考え方を伺います。

2点目、向羽黒山城跡の案内板や観光看板について、ゲームメーカーの協力を得てコラボレーションすることは難しいか、見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 6番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

なお、吹上総合運動場の施設について及び向羽黒山城跡を活用した観光誘客についての1点目、向羽黒山城跡整備資料室の整備方針につきましては、教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、カーボンニュートラルの現状の認識と今後の考え方についてであります。1点目の分野別で排出される温室効果ガスの量につきましては、環境省が本年3月に公表した令和3年度の自治体排出量のカルテでは、本町のCO<sub>2</sub>総排出量は約10万トンであり、部門・分野別では産業部門が1万8,000トン、うち製造業が1万1,000トン、建設業・鉱業が2,000トン、農林水産業が5,000トンであります。また、運輸部門が3万9,000トン、うち自動車3万8,000トン、鉄道で1,000トンとなっております。そのほかでは、業務その他部門が1万4,000トン、家庭部門が2万7,000トン、廃棄物部門が3,000トンとなっております。

2点目のゼロカーボン達成のための農業分野の協力につきましては、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用、また化学肥料、農薬等の使用軽減やバイオ炭の農地使用など、環境保全型農業への理解と協力を求めていく必要があると考えております。

3点目のオーガニックビレッジ構想の進捗状況と有機農業の推進に向けた取組につきましては、オーガニックビレッジは農業者のみならず、住民や事業所の意識の醸成や協力が必要であると考えております。今年度においては、環境保全型農業直接支払交付金事業や有機JASの認定費用への補助など、有機農業に取り組む農業者を支援するため、環境負荷低減に向けた農業関係機関と連携しながら、普及啓発に取り組んでいるところであります。また、推進に向けた具体的な取組については、実情、課題、進め方等について先進自治体の取組を調査し、効果的な取組方法を検討してまいります。

4点目の伐採や植林計画の見直しにつきましては、町の森林整備計画におきまして、伐採、造林、

保育、その他森林の整備に関する事項などを森林法の規定に基づき定めているものであり、計画の見直しは現在のところ考えておりません。森林活用につきましては、会津美里町森林資源活用ビジョンを策定し、森林資源の有効活用を推進することにより循環型の森林整備が促進され、温室効果ガスの吸収にも貢献できるものと考えております。

次の向羽黒山城跡を活用した観光誘客についてであります。2点目のゲームメーカーとのコラボレーションにつきましては、ゲームメーカーから佐賀県で観光看板を設置した前例があり、コラボレーションは可能であるとの回答を得ておりますが、著作権の使用期間や使用料などの交渉も必要だと説明を受けております。ゲームメーカーとのコラボレーションは、ファンにとっては思い入れのある場所が新たな観光地となり、効果的な誘客につながると考えますので、観光看板を設置する際に検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（大竹 惣君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 6番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

吹上総合運動場の施設についてであります。吹上総合運動場のトイレにつきましては、老朽化のため利用を禁止していることから、今年度仮設トイレを2基設置したところであります。施設利用者へは、新鶴体育館のトイレも利用できる旨をお知らせしておりますが、今後は利用者の利便性を高めるよう、グラウンド周辺のトイレ整備について、会津美里町ふれあいの森公園等整備利活用基本構想検討委員会において検討してまいります。

次の向羽黒山城跡を活用した観光誘客についてであります。1点目の向羽黒山城跡整備資料室解体方針に伴う今後の町の考え方につきましては、町公共施設等総合管理計画に基づき、向羽黒山城跡整備資料室は令和9年度解体の予定であります。解体後の対応につきましては、これまで町と観光協会による協議を継続しているところであります。町としましては周辺の既存施設の活用を前提としており、新たな代替施設の建設については考えておりません。なお、向羽黒山城跡整備資料室がある場所は、山城跡の入り口に位置していることから、施設の解体後もこの場所において山城に関する情報発信をしていくことは重要であると考えております。今年度より着手する向羽黒山城跡保存活用計画の中で情報発信の在り方について明確にしていく考えであります。

私からは以上であります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 答弁のほうありがとうございました。

当町での温室効果ガスの排出量という部分、数字にして出させていただいたこと、ありがたいと思いますが、まず町民の方に、過去にはごみの削減のときもそうでしたけれども、やはり削減、温室効果ガスがこのくらい今町の中で出ていて、削減するためにはどうしていかなければならないのかという

部分というものを例えば広報紙とかで案内を出すときに、温室効果ガスって結局ガスなので、なかなか分かりづらいのです。そういったものを何かに表しながら町民の方にお知らせしながら、削減の周知であったり、削減の協力というものを得る必要があると思うのですけれども、そういったところの周知の仕方について、考え方お伺いさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりだと思います。やっぱり日常生活で排出されるCO<sub>2</sub>の量については、定量的に本当に目で見える形できちとお示ししまして、加えてやはり今地球温暖化のこの現状、これに起因して国内外で多発しています自然災害について丁寧な情報提供を行うとともに、もう温暖化は本当に待たないということをお伝えしながら、危機意識を持っていただいて、脱炭素への取組、町民一体となって、町内一体となって推し進めていくというような考え方でございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 今課長のほうから目に見えるような形でというご発言もありましたので、ちょっとさらに半歩踏み込んでお話ししますけれども、例えば目に見える形、この温室効果ガスをどういった、他方の先進事例でも構いません。どういった形でお知らせするのか。何か具体案みたいなものをお持ちであったらお伺いさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 今後この温暖化対策、この施策や事業の効果検証するに際しましては、やはりモニター地域などを指定するとか、そういうような指定地域、指定エリアの一部、それからご協力いただけるような、そういうような対策を講じている事業所、それから住宅等についてサンプル調査を実施するという考えでございしますが、やはり一つ一つの、いろいろ太陽光発電だとか、あとバイオマス等の再生可能エネルギーの導入、それから省エネルギーの推進、そのような取組を行った場合に実際に今現状とどれくらいの削減効果が出ているというものを、先ほど申し上げたそういうサンプル調査などを行って、しっかりと目に見える形で定量的にお示ししていくと、お知らせしていくという考えでございします。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうすると、今のお話ですと再生可能エネルギーを使えばこのくらいマイナスになりますよ、こういったものを使えばこのくらい下がりますよというものですけれども、なかなかこれやはりぴんとこないと言うとおかしいですけれども、町民の方々に分かりやすく説明するというのはなかなか難しいのかなと。例えばごみであれば、これは減量化という例えですけれども、下げる意味合いでは私たちも出すわけで、そういったものを下げるのとはちょっとなかなか物が違いますので、そういったところでやはり先進地域、例えば周知活動、そういうようなところを行っているような先進自治体等の資料等を使って、ぜひとも町民の方々に少しでも理解していただく、そういう活

動が必要だと思うのですけれども、その辺のお考えお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、CO<sub>2</sub>排出量と申しましても、実際にその基礎となるのはやはり電気の使用量です。大体1キロワットアワー当たりどのくらいのCO<sub>2</sub>排出されるのかとか、ガソリンとか、そういうような燃料、ガスもそうですけれども、その使用量がやっぱり根拠となって、その削減量に見合った算定方法がございまして、それに対するCO<sub>2</sub>排出量というものを積算すると、算出するというような仕様でございまして、おっしゃるとおり先進自治体の例もございまして、実際に環境省でそういうような排出量、その換算の仕方、燃料とCO<sub>2</sub>排出量の換算方法というのがマニュアルございまして、それらのマニュアルにのっとった形でその辺の試算、積算をしていきたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 1キロワットとか電気の話がされても、なかなかやっぱりふだん使いながら、それを説明しながら例えば資料を作るとなると、極端な話、1冊のレベルの話に多分なってしまうと思うのですけれども、正直なところ、こういったものをやる上では、冊子にするくらいの考えがあってもいいのかなというような考えも持つのですけれども、なかなか広報紙だけでは伝え切れない、一つの例を挙げてもなかなか与え切れない。そうすると、やはり冊子等を作成してでも取り組んでいくのだと、1軒1軒に配布してご協力を願うというような対策も必要だと思うのですけれども、最後にちょっとその点だけ確認させてください。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） この役場庁舎におきましても、事務事業編ということで実際の電気量、それから車の燃料から総排出量、CO<sub>2</sub>排出量の見込額という推計というものを出してございます。同じようにやはりそういうような事業者とか民間、住民の方からの協力を得ながら、そういうものをきちっとサンプル調査から町全体の排出量というものを推計した暁には、やはりある程度スパンがあるのです。ロードマップ上の計画の期間がございまして、2030年、それから40年、50年ということで、その期間ごとにその時期の目標というものをロードマップで示しますので、その時期においてはある程度詳しいようなその時点での目標に対する進捗率、実績というものをきちっとそれはお示しする必要があります。それが取り組んでいる住民の方のやっぱりインセンティブになるだろうと、動機づけになるのだろうというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） しっかりとちょっとロードマップ等もつくりながら、しっかりと計画のほうをつくっていただきたいなと思います。

2点目に入らせていただきます。農業分野に関してのやっぱり理解、協力、これもどちらかという町民の方々、農業従事者の方々にご理解を願わなければならないのかなと思います。この農業の

分野となりますと、極端な話、いきなり大きいところから入るのではなくて、例えば家庭菜園をやっている方、そういった方に対してもやっぱりこういうことをすれば、有機農業をすれば温室効果ガスの削減につながりますよと、そういった案内もすることも、また一つ小さなことからやるということもすぐにできるようなことだと思えるのですけれども、その辺の考え方というのはいかがでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 答弁、産業振興課長、鵜川晃君。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのおたかしでございしますが、大きいところから始めるのではなくて小さいところから、家庭菜園的なところから進めていってはどうかということだと思えますが、そういう取組についても必要だと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） やはりいろんな、お子さんがいる若い例えば女性の方であれば、例えば有機農業の野菜を食べさせてあげたいとか家庭菜園で作ったものを食べさせてあげたいと、一般的に市販で買うものばかりではなくということもありますので、こういったものは極端な話、広報紙を通じてでも、SNSを通じてでも、案内であったり紹介はできると思うのですけれども、そういったところの取組、早急にやるお考えがあるかお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまありましたように小さいところから、家庭菜園等の有機農業の推進というところにつきましては、広報紙を活用した周知であったり、SNSを活用した周知ということも十分考えられるということで思っております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） では、そういった意味合いで周知のほうお願いいたします。

続いて3点目です。オーガニックビレッジの進捗に対してですけれども、やはり町長のほうからもご答弁いただきました。住民であったり、町民の方々の意識の醸成というものがやはり必要だ、これは前の一般質問でもお伺いしております。こういったところも今年度、やはり一般の町民の方々に例えば有機農業の在り方であったり、オーガニックビレッジの考え方であったり、そういったもののセミナーであったり、理解をしていただくための普及活動をする必要があると思うのですけれども、そういったことをするお考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまのセミナーの開催につきましては、オーガニックビレッジの考え方であったり、有機農業に対する考え方の普及にとっては重要で効果的なことであろうと考えてございます。今年度におきましてもこういったセミナーについては実施を考えておりますし、どのような形がよいかということも研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 住民の方々の協力を得ないと何事もやはり前に進みませんので、その辺しっ

かりと取組のほうお願いいたします。セミナーの開催、いつ頃になるかは、なかなか今すぐという、ここでやるということは言えないでしょうけれども、その辺よく検討していただいて、適切な時期にお願いしたいなと思います。

それでは、4点目ですけれども、4点目、これから森林資源活用ビジョンの策定をした上で森林資源の有効活用を推進することで温室効果ガスが削減できるというご回答ではありますけれども、実際今ある町の森林資源、結局は先ほど質問の中でもありましたけれども、意図している部分は、伐期の時期というのが大体45年というスパンの中で、一定の大きさを超えるとCO<sub>2</sub>の削減に対しての森林の役割というのがどうしてもやっぱり低くなってきてしまうという部分が数値化したときに難しいところなのです。早い段階で売れる場所もあるわけでもないですし、そういったところを含めて例えば森林の面積を増やすのか、そういったことをしていかないと、なかなか難しいところも出てくるとは思うのですけれども、その辺のお考え少しお伺いさせていただきます。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの森林ビジョンの実効性ということだと思います。今回森林ビジョンにつきましては、6月に策定を進めております。その中で30種類ほどの事業展開の案を出させていただいております。この中身につきましては、令和6年度において森林施業の事業者であったり、土地所有者から成る連絡会議等々を開催しまして、その中でどのような事業展開が可能かということで事業を展開するものでございます。その中で、先ほど議員おただしのように森林施業の部分で皆伐をするのか、間伐をするのか、森林を適正な環境下において整備を進めることによってCO<sub>2</sub>削減に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） なかなか森林面積を増やしたからすぐどうにかなるという問題でもないと思いますので、これはちょっと中長期的に見ざるを得ないのかなと思いますけれども、その部分はしっかりと取り組んでいただけるということですので、そこについては推移のほうを見守らせていただきます。

それでは、2問目のほう、吹上運動場の設備についてでありますけれども、これは実は仮設トイレ2基設置されたということですが、今般5月のゴールデンウィーク中の開催がありました試合で、量が規定量を超えて使えなくなってしまったというお話を伺ったのです。なおかつ、やはり土日が絡んでいたせいか、くみ取りのお願いもできなかったということで、やはり仮設トイレ自体の基数を増やすことは検討していかなければならないのではないかなと思うのですけれども、お考えのほうお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、生涯学習課長、小林隆浩君。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 回答させていただきます。

まず、管理している指定管理者に確認したところ、ちょっと中の汚物があふれたということ、そう

いう事実があったのかという確認したのですが、そういった事実はないということでございました。後から見ても、便槽の中に半分ぐらいは汚物が入っていたのですけれども、それ以上は全然入っていなかったということでございます。ただ、人が結構混雑したというのは確かにそれは事実でして、また途中水洗用の水がなくなってしまったので、流す水ですね。それを途中で補充を行ったということはあるということで聞いております。報告としてはそういう内容でございまして、あとその仮設トイレの増設につきましては、大規模な大会等以外の通常の場合であれば、2基あれば対応できるというふうに考えているのですが、確かに今回のようにやはり仮設トイレの混雑なりが見込まれる場合は、まず1つは本当に主催者に対して大会の期間中だけ一時的に設置をお願いするですか、そういうこともできない場合は、やはり町によって本当に短期間というのですか、通年ではなくて、そういう場合などの設置なども含めてトイレの増設については検討してまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 子どもたちが、一般的に言えばソフトボール、野球も含めてですけれども、野球であれば9人、2チームあれば18人。何人がトイレへ行くか分かりませんが、こういう話もあったのです。今ある仮設トイレの場所ももう少し考えていただきたいというお話もありました。やはり女性の方、使われる方も多く、やはりバックネット裏等に、今階段下りたところに設置になっているらしいのですけれども、そこであると本部テントも近くて、なかなかやはり女性の方が使いづらいと、そういったエチケット面の話もありました。そういった意味合いでトイレの場所も少し考えていただいて、今回の整備計画、基本構想の検討委員会の中で最終的には検討はされるのでしょうか、新しいトイレの設置とか、そういうものは。ただ、そこに至るまではまだ時間があるわけですから、やはり夏場、冬場は仮設トイレを置いてもそんなに使う人いませんから、夏場だけですので、やはり雪がない時期だけはこの仮設トイレの増設と、あとトイレといえばやはり手洗いという部分が大体ワンセットになりますけれども、なかなか水道も水も細い状態ですし、蛇口もさほど数があるわけでもないの、そういったところもやはり臨時的にですけれども、何かしらの対応という部分は必要ではないかと思うのですけれども、再度その辺お考えを伺います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） まず、場所につきましては、今の場所が確かにおっしゃるとおり近くというのですか、そういうところはあるのですけれども、ただ設置するに当たりまして、どうしても手洗いのためには水道の接続もありますし、あと当然電気ですか、なども必要になりますので、ちょっとあんまり遠くだとなかなか、ちょっとそういった電気とか水道の関係もあってということで今回ここに設置はしたのですが、確かに来年以降設置する場合は場所については検討させていただきたいと思えます。

あと、増設につきましては先ほども申し上げましたが、主催者に対しても1日、2日みたいな大会期間中設置していただくとか、そういうこともお願いしたりして、その期間は混雑しないようなこと

で何とか対応してまいりたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、確認ですけれども、例えば増設をお願いする場合は団体のほうで自主的に設置するのではなくて、例えば町のほうに相談に来ればその期間だけ設置していただけるのか、それとも指定管理者のほうに相談させていただいて設置できるのか。その辺は、仮にお願いするとなった場合、どこが窓口として可能な状況なのか。これ結局次年度の話、今課長からの答弁でも次年度のお話でしたけれども、多分下手すれば年内、今この話が出れば、ひょっとすれば今年度中にちょっと増やしてほしいのです、この1週間くらい増やしてほしいのですというお話が出るかもしれないので、その辺ちょっと煮詰めたところでお話伺いたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） まず、主催者に対して設置を依頼したいということですので、基本的には特別な大会する場合は本当は主催者のほうで、そういう特別な大会で利用する人が増えるので、設置していただければいいのですけれども、そういった場合、まずは窓口としては当然生涯学習課のほうに来ていただいて、ご相談していただきたいと考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 分かりました。そうしましたら、何か相談があれば生涯学習課のほうでお話を聞いていただけるということで、なお私もお伝えはしておきます。

では3問目のほうに移らせていただきます。3問目、1点目ですけれども、今町のほうと観光協会のほうで協議をされているというこの資料室の移転場所ですけれども、具体的にビジョン的な部分、ここだったら移転ができるのではないかなとか、町としての方向性、また観光協会との話合いの中での方向性というものは見えてきているのかどうか、現状をお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 3月の議会の質問でもお答えしたところではあるのですけれども、活用する施設としてはすぐ近くのいわたてですか、そちらのほうで今の資料館ですか、資料室のガイダンス機能みたいなものをそちらで担うことができないかというのは町としては方針を示しております。ただ、そういった中で、今後観光協会といろいろ協議していきたいというふうには考えております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 今いわたてさんが入っている建物、1階も2階も両方使えるということですか。それとも、2階だけ、どちらかのフロアだけというお考えですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） そのフロアにつきましては今のところは2階、1階は本郷焼の焼き物組合が入っていますので、2階というところで、振興公社ですか、とはそういう話でいるところで

ございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうすると、2階というとお弁当屋さんが入っていて、振興公社さんのほうで今管理をしているような形ということで、そうすると本来であれば優先順位的には、当然今借りている方の意向という部分が基本的には多分最初に来ると思うのですけれども、例えばそれを今やっている事業者さんのほうでご納得して出ていっていただけるのか、例えば今まで借りてきたのに、極端な話、次がもう決まっているから、契約の日時が終わりだから、もう違う場所を探してそっちに行ってくれというのはちょっとなかなか横暴な話だと思うのですけれども、その辺逆に今度業者さんとの話し合い、振興公社さんなのか、どちらなのか分かりませんが、その話し合いという部分は方向性としては見えてきているのかどうかお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 今現在のお弁当屋さんにつきましては、そこにつきましては昨年の段階で、家主ですか、振興公社とは話をこちらからして、そして振興公社とお弁当屋さんで、今ということで観光協会と町のほうで使いたいということで、そこについて了解は得ているというふうに聞いております。なお、振興公社としても、そこをやっぱり契約打ち切りということになると新たな場所も必要になりますので、そういったところは責任を持って紹介したいというのですか、探したいというふうなところまで話は進んでおります。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、では今入っている事業者さんのほうもご納得いただいて出ていくと、出ていくって言ったらかしいですけれども、移転をするということで納得いただいているというお話ですね。そうすると、そこで観光協会さんのほうとは折り合い、最終的には6年度以降に関してはそこで折り合いをつけるような形で今話し合いを行っているという認識でよろしいですか。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 町としましては、そこまで準備はしまして観光協会とは話し合いをさせていただいております。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） そうしますと、一定の少しはめどが立ってきたのかなと、移転のめどが立ってきたなと思いますけれども、やはり何せまだ事業者さんが入っている状態ですので、どこでどういうふうに物事というのは変化するか分かりませんので、その辺はしっかりと、出ていくに当たって例えば、ないとは思いますが、急に打ち切りだと言われて、ではちょっと移転費用の一部を助成してくれとか、そんなことにはならないとは思いますが、そういうふうな形にならないように、うまく話し合いでご理解いただきながら移転していただけるように努力していただきたいと思いますが、最後にその部分だけお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林隆浩君） 当然そういったような、スムーズに入居できるように振興公社さんのほうとも話し合いながら進めて、情報交換しながら進めていきたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 今ほど、先ほどもお話ししましたけれども、山城サミットの招致活動も、これがもしいいほうに向かえば、これはやはりそれなりの観光客の方、また関係者の方々も来られるということになりますので、そうなった場合、やはり早急に整備をして、来ていただける、受入れができるということをしていただきたいなと思いますので、最後の最後まで事業者さん、また観光協会さんのほうと詰めの協議のほうをお願いしたいなと思います。

それでは最後、2点目です。確かになかなか費用の部分でかかるという部分は検討はつきましたけれども、やはり今の若い人たち、それでまたシンポジウムを見れば、インターネットの中で見ている子どもたち、そういった世代には非常にやはり、こんなことを言うのであれば受けてもいいのです。やはり小さい子どもが来る、そうすると親御さんが来る。親御さんが来て関連するような商品であったり、様々なものが売れるというような波及効果という部分も見えるとは思いますが、山城サミットも一つの契機としながら、やはりそういった迎え入れる、受け入れる体制の一つのツールとして観光看板というものと、あと街なかにそういったようなのぼりが5本、10本、20本と立っているくらいのやっぱり気持ちが必要だと思うのですけれども、その辺お考えをお伺いします。

○議長（大竹 惣君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（鶴川 晃君） ただいまの案内看板の設置であったり、のぼりの設置ということで、こちらにつきましてはゲームメーカーのほうの交渉も必要だということでございます。こちらにつきましては、一定程度話を進めさせていただいており、すぐというところはなかなか言いづらいところではあるのですが、町としましてもゲームとコラボした観光案内板であったり、のぼりの設置については実施してまいりたいというふうに前向きに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 案内板、著作権を持っているところ、著作権を持っているゲームメーカーがどうしてもやはり一枚入ってしまいますので、町単独というわけにはいかず、やはり関係される方々との意見の調整であったり、予算の関係というものも出てくるとは思うのですけれども、やはり先ほどもお話ししましたとおり、シンポジウムを見ていただければ明らかなのです。ユーチューバーの方であったり、やっぱり今風なのです。やっぱり今風という部分、今どきの考え方という部分を、やはり山城、歴史が大好きな方で行かれる方も当然いらっしゃるでしょう。ただ、一つの窓口としてゲームメーカーの媒体というものを使いながら、新しい、子どもたちにも理解してもらったり、様々な世代に、若い世代の人たちに理解していただくという部分ではやはりそこは強力的に、検討ではなくてやっぱり強力的に推し進める必要があると思うのですけれども、その辺、課長のお気持ちのほうをちょっとお

伺います。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 議員おっしゃるとおりだと思います。この部分につきましては、新たな観光スポットということで整備を進めてまいりたいと考えてございますので、関係者と連携を図りながら、協力環境を整えながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 村松議員。

○6番（村松 尚君） 今、課長の思いも分かりますし、やはり向羽黒山城跡、今までいろいろ関係者の方、観光協会の方々はじめ関係者の方々が努力しながら何とかここまで来ましたので、やはり町のほうとすれば、さらにそこから一段上げるためには幅広いそういう情報発信、本郷大橋を渡って美里に入った瞬間にすごいなと、どこに向羽黒山城があるのだというような形ですぐ一目で分かるような、そのくらいの観光看板の設置というものを期待しながら、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大竹 惣君） これで村松尚君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 1時48分）

定例会 6 月 会 議

(第 4 号)

## 令和6年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第4号

令和6年6月10日(月)午前10時00分開議

- 第1 報告第 5号 令和5年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書について
- 第2 報告第 6号 令和5年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第3 報告第 7号 令和5年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第4 報告第 8号 令和5年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書について
- 第5 議案第45号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算(第2号)
- 第6 議案第46号 町道路線の認定について
- 第7 総括質疑
- 第8 議案の常任委員会付託について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

1番	櫻井幹夫君	10番	堤信也君
2番	小柴葉月君	11番	鈴木繁明君
3番	荒川佳一君	12番	横山知世志君
4番	山内豪君	13番	横山義博君
5番	長嶺一也君	14番	根本剛君
6番	村松尚君	15番	根本謙一君
7番	小島裕子君	16番	大竹惣君
9番	渋井清隆君		

○欠席議員（1名）

8番 星次君

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
会計管理者	児島隆昌君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課主幹	福田富美代君
産業振興課長	鶴川晃君
建設水道課長	加藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	大竹淳志君
生涯学習課長	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	川田佑子君
事務局次長兼総務係長	関本達君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○報告第5号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第1、報告第5号 令和5年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 報告第5号 令和5年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書1ページ及び2ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段を御覧ください。本件は、令和5年度当初予算において議決をいただきました令和5年度の会津美里町一般会計継続費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものであります。

議案書2ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、継続費の総額、令和5年度継続費予算現額、支出済額及び支出見込額、残額、翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳でございます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、事業名、防災情報システム事業でございます。令和5年度継続費予算現額7,040万円に対しまして、支出済額が3,297万8,000円となりました。その残額3,742万2,000円につきまして、翌年度に繰越しを行ったものであります。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、町道12009号線用地補償事業でございます。令和5年度継続費予算現額1億776万7,000円に対しまして、支出済額が1億740万1,037円となりました。その残額36万5,963円につきまして、翌年度に繰越しを行ったものであります。

最後に、9款教育費、6項保健体育費、事業名、社会体育施設改修事業でございます。令和5年度継続費予算現額3億5,851万円に対しまして、支出済額が2億5,256万円となりました。その残額1億595万円につきまして、翌年度に繰越しを行ったものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。  
これをもって報告第5号を終了いたします。

---

○報告第6号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第2、報告第6号 令和5年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 報告第6号 令和5年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書3ページ、4ページ、併せまして提出案件資料1ページ中段を御覧ください。本件は、令和5年度補正予算において議決をいただきました繰越明許費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

議案書4ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、議決いただきました金額、最終的な翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳であります。

事業名でございますが、戸籍住民基本台帳事業、総合福祉支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、水利施設管理事業、林道整備維持管理事業、義務教育施設等整備事業の6事業につきまして、議決いただきました金額2億9,158万8,000円のうち2億8,715万5,000円を翌年度に繰越したものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号を終了いたします。

---

○報告第7号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第3、報告第7号 令和5年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 報告第7号 令和5年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

議案書5ページ、6ページ、併せまして提出案件資料1ページ下段を御覧ください。本件は、林道整備維持管理事業及び道路新設改良等事業につきまして事故繰越となったことから繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

議案書6ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、支出負担行為額、支出負担行為額に係る内訳として支出済額と支出未済額、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳、事故繰越となった説明でございます。

まず、5款農林水産業費、2項林業費、事業名、林道整備維持管理事業において、支出負担行為額5,357万4,182円における支出未済額である5,357万4,182円を翌年度に繰越ししたものであります。

事故繰越した理由につきましては、水無沢線においては、当初想定していた地形よりも急峻であったため、終点位置及び利用区域の見直しが必要となり、また東尾岐川線においては、計画路線の一部に埋蔵文化財が確認されたことから路線全体計画を見直す必要が生じたことにより、それぞれ県との協議に不測の日数を要し、年度内の事業の完了が困難となったことによるものであります。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良等事業において、支出負担行為額5,531万6,932円における支出未済額である1,440万6,000円を翌年度に繰越ししたものであります。

事故繰越した理由につきましては、契約相手の弔辞のため、不測の日数を要したことにより、土地引渡しの年度内完了が困難となったことによるものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 林道整備維持管理事業につきまして1件確認したいので、質問させていただきます。

当初想定していた地形よりも急峻であったためという理由でしたけれども、事前調査が甘かったのではないのでしょうか。どのようにやったのか、そこだけ確認させてください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいまの長嶺議員のおただしにお答えしたいと思います。

業務委託を事前に発注しまして、その段階で設計業者のほうで現場のほうを測量して道路線形を決定したものであるというふうに確認しております。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 設計委託ということで今説明ございましたけれども、その設計委託業者の設計というか、調査というのがどういうふうに行われたのかというのがよく分からないのですけれど

も、具体的に説明していただけますか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 設計委託において、当初終点側のほうを全体的にやろうと考えていたのですが、それを県のほうの協議において線形全体を若干短くさせていただいて、集材の関係ですね、林道の線形を変えた関係で若干その土量のほうが多くなったりとか急峻な部分に入ってしまったりとかということで、若干変更したという内容でございます。

○議長（大竹 惣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号を終了いたします。

---

○報告第8号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第4、報告第8号 令和5年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、報告第8号 令和5年度会津美里町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書7ページ、8ページ、提出案件資料2ページ上段も併せて御覧ください。本件は、令和5年度内において事業が完了しなかった荻窪ポンプ場N o. 1送水ポンプ改修工事において、当初部品交換による改修を予定しておりましたが、既存ポンプの損傷が想定以上だったことからポンプ本体の交換が必要となりました。ポンプ本体については受注生産のため、調達に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため、繰越しをすることとし、繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） ちょっとお聞きします。内容を今聞きましたが、荻窪ポンプ場N o. 1送水ポンプということなのですが、これポンプは1台なのですか。2台はないの。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） お答えいたします。

ポンプにつきましては1台でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 普通であれば、これそういう想定もなるということだから、普通は2台で交互運転というような形であるべきでないのかなと思うのですが、たまたまここは1台ということ。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 2台ポンプ設置してございまして、そのうちの1台について改修するものでございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、切替え運転は可能ですよね。それで、今までずっとつないでいたと。ただ、受注生産のために日数がかかるということのためですね、そうすると。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） そのとおりでございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって報告第8号を終了いたします。

---

○議案第45号の議題、説明、質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第5、議案第45号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第45号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料3ページから9ページを御覧願います。今回の補正の概要であります。令和6年10月からの児童手当の抜本的拡充に係るもの、また旧本郷第一小跡地公園用地の測量に係る予算の補正を行うものであります。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,284万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億9,245万4,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為につきまして追加の補正をするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、第2表、債務負担行為補正でございます。追加でございます、会津美里町体育施設（新鶴体育館・吹上総合運動場・ふれあいの森公園）管理委託事業につきまして、令和6年度で債務負担行為の設定が終了するため、期間が令和7年度から令和8年度まで、限度額4,467万6,000円の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課の補正内容につきましては、提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容のみご説明いたします。

3ページをお開きください。歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金336万6,000円の増額につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金でございます、令和6年10月からの児童手当の抜本的拡充に伴う業務システムの改修等の必要経費に対して交付となるものでございます。また、保育所等における性被害防止対策に係る整備等支援事業費補助金につきましては、子どもの性被害防止やプライバシー保護を図るためのパーティション購入費用に対して交付となるもので、それぞれ記載のとおり新たに予算措置するものです。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金948万1,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整のため増額するものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費30万9,000円の減額につきましては、まず11節の手数料につきまして、町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴訟の判決確定により、町営住宅使用料未払い者に対して強制執行するため、86万円を新たに予算措置するものです。また、12節の人事給与システム改修委託料では、歳入でもご説明しましたが、児童手当の抜本的拡充に伴う人事給与システムの改修を行うため、41万8,000円を新たに予算措置し、同節の窓口業務委託料で契約差額による不用額について158万7,000円を減額するものでございます。

次に、6目財産管理費200万円の減額につきましては、12節の清掃委託料でございます、3庁舎清掃業務委託料の入札による請負差額について減額するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費35万7,000円の増額につきましては、3節の時間外勤務手当でございます、先ほどご説明しました児童手当の抜本的拡充に伴い、業務量増加が見込まれるため、増額するものでございます。

次に、4目高齢者福祉費544万4,000円の増額につきましては、7節のイベント謝礼から13節の諸車借上料まで、敬老会を中止し、代替事業を行うことから、それぞれ記載のとおり増額または減額するものでございます。

5ページを御覧ください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費12万3,000円の増額につきましては、18節の民間認定こども園補助金でございます、私立こども園における子どもの性被害防止やプ

ライバシー保護を図るためのパーティション購入補助について増額するものでございます。

次に、2目児童手当費242万円の増額につきましては、10節の消耗品費から12節の児童手当システム改修委託料まで、先ほどご説明しました児童手当の抜本的拡充に伴い、児童手当システム改修等制度改正準備に対応するため、それぞれ記載のとおり増額するものでございます。

次に、4目児童福祉施設費117万5,000円の増額につきましては、10節の修繕料でございまして、宮川児童クラブ及び本郷児童クラブの空調室外機の修繕のため、増額するものでございます。

次に、5目認定こども園費174万円の減額につきましては、まず12節のスクールバス運行業務委託料でございまして、本郷こども園バスを利用する園児がいなかったことから193万1,000円を減額し、17節の施設備品では、公立こども園における子どもの性被害防止やプライバシー保護を図るためのパーティション購入について19万1,000円を増額するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費14万7,000円の増額につきましては、12節の健康管理システム改修委託料でございまして、予防接種法の改正に伴う5種混合ワクチンの定期接種化により、健康管理システムを改修するため、新たに予算措置するものです。

6ページをお開きください。7款土木費、4項都市計画費、2目公園費705万2,000円の増額につきましては、12節の測量委託料及び測量支援委託料でございまして、旧本郷第一小跡地公園の整備計画の策定と並行して用地の測量を行い、整備計画策定の参考にするほか、事業の早期遂行を図るため、新たに予算措置するものです。

次に、9款教育費、5項社会教育費、6目文化財保護費17万8,000円の増額につきましては、18節の伝統文化継承活動事業補助金でございまして、町指定無形民俗文化財である西勝の彼岸獅子舞の保存、継承を図るため、後継者育成、記録保存、広報周知用の映像記録を制作する文化庁の地域文化財総合活用推進事業補助金が採択されたことにより、自己負担分の一部を支援する町補助金を交付するため、増額するものでございます。

次のページからは人件費の内容でありますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 予算書の4ページ、2款総務費の委託料の減額についてご質問いたします。

町が作成した委託仕様書の金額と業者が入札した金額かなり、100万、150万とか200万の相違があったわけなのですけれども、なぜこのような仕様書の計算になったのか、ちょっと教えてください。

○議長（大竹 惣君） 総務課長。

○総務課長（平山正孝君） まず、この2点でよろしいですか。一般管理費及び財産管理費、両方あるのですけれども、同時に答え……

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員、もう一度その部分確認をお願いします。

○5番（長嶺一也君） それぞれご説明をお願いします。

○議長（大竹 惣君） では、総務課長、お願いします。

○総務課長（平山正孝君） まず、1目の一般管理費につきましては、こちら債務負担行為ということで3年間の事業となっております。当初設計した部分と内容とをすり合わせを行いながら行っていたという部分がございますので、若干の金額の差が出てきているということが1つ。あと、6目の財産管理費の清掃業務委託料につきましては、見積りを数社からいただいて、そこから設計を組んでいるというところがございますので、一番高いところと低いところという形で、落札者が入札で行っておりますので、差が出てきたという部分で、平均で予定価格、設計額をつくっているところがございますので、その差ということになります。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。

○議長（大竹 惣君） 9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 1点だけお聞かせください。

6ページなのですが、土木費の目2の公園費、節12の委託料の中に測量支援委託料って132万9,000円上がっていますが、具体的にはどういうことなのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

測量委託料572万3,000円と計上してございますが、その計上した成果を基に福島県市町村支援機構に委託し、今後の公園を整備する上での許認可行為や活用できる補助、交付金を提案していただくなどの支援をいただくようなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） そうすると、バックアップ的なことの支援のあれですね、これ。そういうのもあるんですね、これ。分かりました。

○議長（大竹 惣君） 15番、根本謙一君。

○15番（根本謙一君） 1点お聞かせください。

4ページの高齢者福祉費の報償費のところですか。記念品として495万が新たに計上されています。当初予算見ますと、これは祝金で報償費が上がっているわけですけども、558万5,000円。これとは別に当然なるわけですけども、具体的内容を明らかにしていただけませんか。別物ですよ。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） それでは、お答えいたします。

祝金とは別物になります。あくまでも今回は敬老会の代替事業として、記念品としてお送りする分で上げているものになります。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） 根本議員。

○15番（根本謙一君） それは分かるのですけれども、当初予算で上がっていない、想定していなかったことで新たにつけるわけですので、それなりに意味づけは重要だと思うんです。一定程度の説明は過般受けてきておりますけれども、具体的な内容についてはまだつまびらかになっていないというところで、内容もお願いしますという質疑です。

○議長（大竹 惣君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（渡部朋宏君） お答えいたします。

具体的な中身につきましては、これから検討になりますが、あくまでも敬老会の代替事業ということで、1人当たり大体1,000円程度で検討しています。昨年度、令和5年度につきましてはタオルを配布しておりますので、基本的にはそれに近いような形でお送りするというで現段階では考えております。

以上になります。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第45号を終了いたします。

---

○議案第46号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案46号 町道路線の認定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、加藤定行君。

〔建設水道課長（加藤定行君）登壇〕

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、議案第46号 町道路線の認定についてご説明いたします。

議案書10ページ、提出案件資料2ページ下段、参考資料3ページも併せて御覧ください。本案は、町道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

認定の内容につきましては、国道401号博士峠工区が開通したことによる旧道部分の移管に伴い、町道13310号線とするものであります。路線番号13310、路線名、町道13310号線、起点、会津美里町松坂字博士沢丁625番50地先、終点、会津美里町松坂字博士沢丁625番1地先、総延長が5,880.3メートル、幅員が3.75から17メートルでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

5番、長嶺一也君。

○5番（長嶺一也君） 町道移管後の道路の維持管理、道路パトロール、あと通行者は少ないとは思いますが、春先の山菜取りに行く方、あと水くみに行く町民も少なからずいるかと思えます。秋口、秋になりますと落葉で道路が覆われて、スリップの可能性が高くなりますので、そういった維持管理、あと道路脇の除草作業、その辺はどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） それでは、お答えいたします。

維持管理につきましては、今年度につきましては見込んでおりまして、まず最初の除草作業につきましては県のほうで行うようなことになってございます。それで、秋頃の落葉等の清掃に関しましては、状況を見まして町のほうで直接行いたいようなことで考えてございます。パトロールも順次町のほうで行うようにして考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） 道路パトロールの頻度についてお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（加藤定行君） 他の路線と同様に2週間に1度の割合でパトロールのほう行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大竹 惣君） 長嶺議員。

○5番（長嶺一也君） この道路沿いに関しましては不法投棄も懸念されます。通行量が減る中で、これまで以上に不法投棄も心配されるのですが、その辺はどのような対策を考えているのか、最後にお聞かせください。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） これまでもやはり不法投棄等あれば町のほうで対応していた部分もございますので、今後も以前と同様、やっぱりきちんとそういう不法投棄の防止と、そういうものがあつた場合の対応というものは、私どものほうできちんと対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○総括質疑

○議長（大竹 惣君） 日程第7、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質疑事項を告げ、その後質疑事項ごとに一問一答方式で行います。

それでは、議案第44号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

---

#### ○議案の常任委員会付託について

○議長（大竹 惣君） 日程第8、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は別紙審査付託表のとおり産業教育常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり産業教育常任委員会に付託することに決しました。

---

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前10時40分）

定例会 6 月 会 議

(第 5 号)

## 令和6年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第5号

令和6年6月14日（金）午前10時00分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 議案第44号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第45号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 陳情第 3号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情
- 第 6 陳情第 4号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情
- 第 7 陳情第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- 第 8 陳情第 6号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

---

本日の会議に付した事件

第8まで同じ

- 追加日程第1 議案第47号 宮川生涯学習センター旧藤川分館解体工事請負契約について
- 追加日程第2 発議第 4号 国として学校給食費無償化を実施することを求める意見書
- 追加日程第3 発議第 5号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書
- 追加日程第4 発議第 6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 追加日程第5 発議第 7号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	小柴葉月君	10番	堤信也君
3番	荒川佳一君	11番	鈴木繁明君
4番	山内豪君	12番	横山知世志君
5番	長嶺一也君	13番	横山義博君
6番	村松尚君	14番	根本剛君
7番	小島裕子君	15番	根本謙一君
8番	星次君	16番	大竹惣一君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
政策財政課参事	金子吉弘君
会計管理者	児島隆昌君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	渡部朋宏君
健康ふくし課主幹	福田富美代君
産業振興課長	鶴川晃君
建設水道課長	加藤藤定行君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	大竹淳志君
生涯学習課長	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	川田佑子君
事務局次長兼総務係長	関本達君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(大竹 惣君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○常任委員会委員長の報告

○議長(大竹 惣君) 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

まず初めに、総務厚生常任委員会委員長、長嶺一也君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長(長嶺一也君)登壇〕

○総務厚生常任委員長(長嶺一也君) 改めまして、おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今回の付託案件に論点はなかったことを報告いたします。

令和6年6月11日午前10時より、本庁舎議場において、8番、星委員以外の委員、議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催しました。本委員会に付託された案件は、陳情1件であります。審査の結果はお手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

陳情第5号について、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は採択すべきものと決しました。

以上をもって総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(大竹 惣君) これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大竹 惣君) 質疑なしと認めます。

次に、産業教育常任委員会委員長、櫻井幹夫君、報告願います。

〔産業教育常任委員長(櫻井幹夫君)登壇〕

○産業教育常任委員長(櫻井幹夫君) おはようございます。それでは、産業教育常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月11日午前10時より、委員会室において、委員8名、所管課、議会事務局出席の下、委員会を開催いたしました。本委員会に付託されました案件は、議案1件、陳情3件の計4件です。なお、今回の付託案件には論点がなかったことを報告いたします。審議の結果については、お手元に配付されているとおりでございますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

まず、議案第44号について、委員より、現在町では、この条例を適用する保育所はあるのかとの問いに、当局より、今現在該当する施設はありませんとの答弁がありました。また、委員より、条文でいうところの保育士と保育従事者の違いは何かとの問いに、当局より、保育事業は小規模保育事業、

居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に分けられ、それぞれの事業においては、全員が保育士でなければならない、半分以上が保育士であればよいなど、国の基準が設けられていることから、使い分けをしているものと答弁がありました。さらに、委員より、本町には該当する施設がないにもかかわらず経過措置を設けた理由を説明してほしいとの問いに、当局より、現在該当する施設はありませんが、当面の間、全国的な保育士不足により保育士の確保に支障を来すおそれがあることから、国の基準改正と同様に経過措置を設けたものと答弁がありました。また、委員より、今回の条例変更は認定こども園も含めてのことかとの問いに、当局より、認定こども園は県の条例によるもので、今回の町条例には該当しませんが、県も同様に規定されますので、確認しながら同様に対処していきますとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員で可決されました。

次に、陳情第3号についてであります。委員より、学校給食費無償化は各市町村に委ねられているところではあるが、国がきちんとした施策を取ってもらえれば、さらにいいことであるとの意見がありました。また、委員より、国が取り組まなければならないにもかかわらず、取り組んでこなかった。地方自治体での対応における財政、財源の厳しい現状を国に届けるべきことから賛成するとの意見がありました。討論はなく、採決の結果、賛成全員で本件は採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号について、委員より、国に対するのと同じく、県にも同様に要望すべき。各市町村においては、究極の子育て支援策の一つと分かっているが、財政状況によりできない現状にある。県は、震災の経験を踏まえ、日本一子育てしやすい県を目指す上でも、しっかりとその姿勢を見せる時期にあるとの意見がありました。ほかにも賛成意見がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で本件は採択すべきものと決しました。

次に、陳情第6号について、委員より、単年度予算措置であり、毎年声を上げていくべき。東日本大震災から13年が経過し、薄れかけてはいるが、まだ大勢の被災児童生徒がいる。今後も十分な支援を行う必要があるとの意見がありました。討論はなく、採決の結果、賛成全員で本件は採択すべきものと決しました。

以上をもちまして産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（大竹 惣君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

---

○議案第44号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案第44号 会津美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第45号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第45号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議員派遣の件について

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項及び会津美里町議会会議規則第129条の規定によりお手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

---

○陳情第3号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第5、陳情第3号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第3号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第3号は原案のとおり採択されました。

---

○陳情第4号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、陳情第4号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第4号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第4号は原案のとおり採択されました。

---

○陳情第5号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、陳情第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第5号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第5号は原案のとおり採択されました。

---

○陳情第6号の議題、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第8、陳情第6号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第6号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第6号は原案のとおり採択されました。

ただいま町長、杉山純一君、1番、櫻井幹夫君、5番、長嶺一也君より追加議案提出の申出がありました。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時18分）

---

再 開 （午前10時50分）

○議長（大竹 惣君） 再開いたします。

---

○日程の追加

○議長（大竹 惣君） ただいま追加送達された事件は、町長、杉山純一君より議案第47号、1番、櫻井幹夫君より発議第4号、発議第5号、発議第7号、5番、長嶺一也君より発議第6号の計5議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

---

○議案第47号の議題及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたします議案1件の提案理由をご説明申し上げます。

議案第47号は、宮川生涯学習センター旧藤川分館解体工事請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○議案第47号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第1、議案第47号 宮川生涯学習センター旧藤川分館解体工事請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、小林隆浩君。

〔生涯学習課長（小林隆浩君）登壇〕

○生涯学習課長（小林隆浩君） 議案第47号 宮川生涯学習センター旧藤川分館解体工事請負契約についてご説明いたします。

追加議案書1ページ、追加提出案件資料1ページ、提出案件参考資料1ページを御覧ください。本案は、宮川生涯学習センター旧藤川分館解体工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、会津美里町公共施設長寿命化計画個別施設計画に基づき、令和6年3月に閉館しました宮川生涯学習センター旧藤川分館を解体する工事であります。

工事の内容につきましては、宮川生涯学習センター旧藤川分館及び体育館の建物解体、舗装の撤去、畑整地、一部碎石敷きならしなど行うものでございます。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札であります。

契約の金額は、8,969万4,000円。

契約の相手方は、会津美里町米田字吹上下甲505番地、株式会社平山工務所、代表取締役、平山賢一であります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○発議第4号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第2、発議第4号 国として学校給食費無償化を実施することを求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

1番、櫻井幹夫君。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） それでは、発議第4号 国として学校給食費無償化を実施することを求める意見書について、この議案を別紙のとおり会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

趣旨を申し上げます。全国で学校給食費無償化が大きな流れになっています。これは、教育費の保護者負担軽減を求める保護者の切実な願いの表れと考えられます。

憲法第26条で義務教育は無償とすることが定められており、学校給食法第1条では、学校給食は教育の一環であると定められています。であれば、本来、学校給食費無償化は国が行うべきです。しかしながら、現在は、学校給食費無償化はそれぞれの自治体の努力によって行われております。ですが、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で実施できず、同一県内、同一地域において保護者負担が大きく異なるという問題が生じています。国が行うべき無償化を自治体任せにしてきた結果であり、一刻も早く無償化を実現しない限り、この問題は解決しません。

また、学校給食費無償化は、単なる教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子どもの健康等々、社会全体にとっても幅広い分野に波及する積極的効果と可能性を持つことから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第4号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○発議第5号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第3、発議第5号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

1番、櫻井幹夫君。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） それでは、発議第5号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書について、この議案を別紙のとおり会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

趣旨を申し上げます。福島県内では、急激な物価上昇等により多くの保護者が深刻な困難の中での子育てを余儀なくされています。こうした状況を受け、県内35市町村が学校給食費を無償化し、19市町村が一部補助を実施しています。しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては、財源上の理由で実施できなかつたり、一部補助にとどまっているという違いがあります。国に学校給食費無償化を促すためにも、県として積極的な施策が必要であり、「日本一子育てしやすい福島県」の思いを実現させるためにも、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○発議第6号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第4、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

5番、長嶺一也君。

〔5番（長嶺一也君）登壇〕

○5番（長嶺一也君） それでは、私より発議第6号の意見書について件名を省略して趣旨を説明いたします。

ご承知のとおり、本意見書は例年継続的に提出しております。つきましては、地方財政の充実・強化を求める意見書について趣旨賛同いただきまして提出したいと思っております。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○発議第7号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 追加日程第5、発議第7号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

1番、櫻井幹夫君。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） それでは、発議第7号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、この議案を別紙のとおり会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

この意見書は、例年継続的に送付、提出させていただいており、令和5年6月会議においても議員各位の賛同をいただいているところであります。このたびの意見書につきましても、内容的には例年と大きく変わるころはなく、引き続き地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第7号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和6年会津美里町議会定例会6月会議を散会いたします。

散 会 （午前11時09分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 横 山 義 博

議 員 根 本 剛